

甲良町都市計画マスタープラン

平成 31 年 3 月

滋賀県甲良町

～ 目 次 ～

第1章 序章.....	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけと構成	2
第2章 上位関連計画.....	5
第3章 時代の潮流.....	8
第4章 都市づくりの現況と課題.....	9
1. 人口	9
2. 土地利用	10
3. 定住促進	12
4. 交通	17
5. 産業	22
6. 防災	23
7. 水環境	25
8. 緑環境	26
9. 交流	27
10. 協働	29
第5章 住民意向.....	30
第6章 都市の将来像及び基本方針.....	33
1. まちづくりの目標	33
2. 主要指標の設定	36
3. 将来の地域構造	37
第7章 まちづくりの方針.....	40
1. 土地利用の方針	40
2. 都市施設整備の方針	45
3. 景観形成の方針	55
4. 防災対策の方針	56
第8章 計画の推進方策.....	58
第9章 資料編.....	60

第1章 序章

1 計画策定の目的

(1) 都市計画マスタープランについて

平成4年（1992年）6月の都市計画法改正において、法第18条の2が新設され、市町村自らが定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」が創設されました。

また、平成12年（2000年）の法改正で、全ての都市計画区域において、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を定めることが義務付けられました。

これにより、都市計画制度は、都市計画区域全体を対象として都道府県が一市町村を越える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（法第6条の2）と、市町村の区域を対象として、都市計画区域マスタープランに即し、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条2）からなる二段構えの計画体系となりました。

(2) 計画策定の目的

本計画は、こうした都市計画制度に基づき、「甲良町都市計画マスタープラン」を策定するものです。

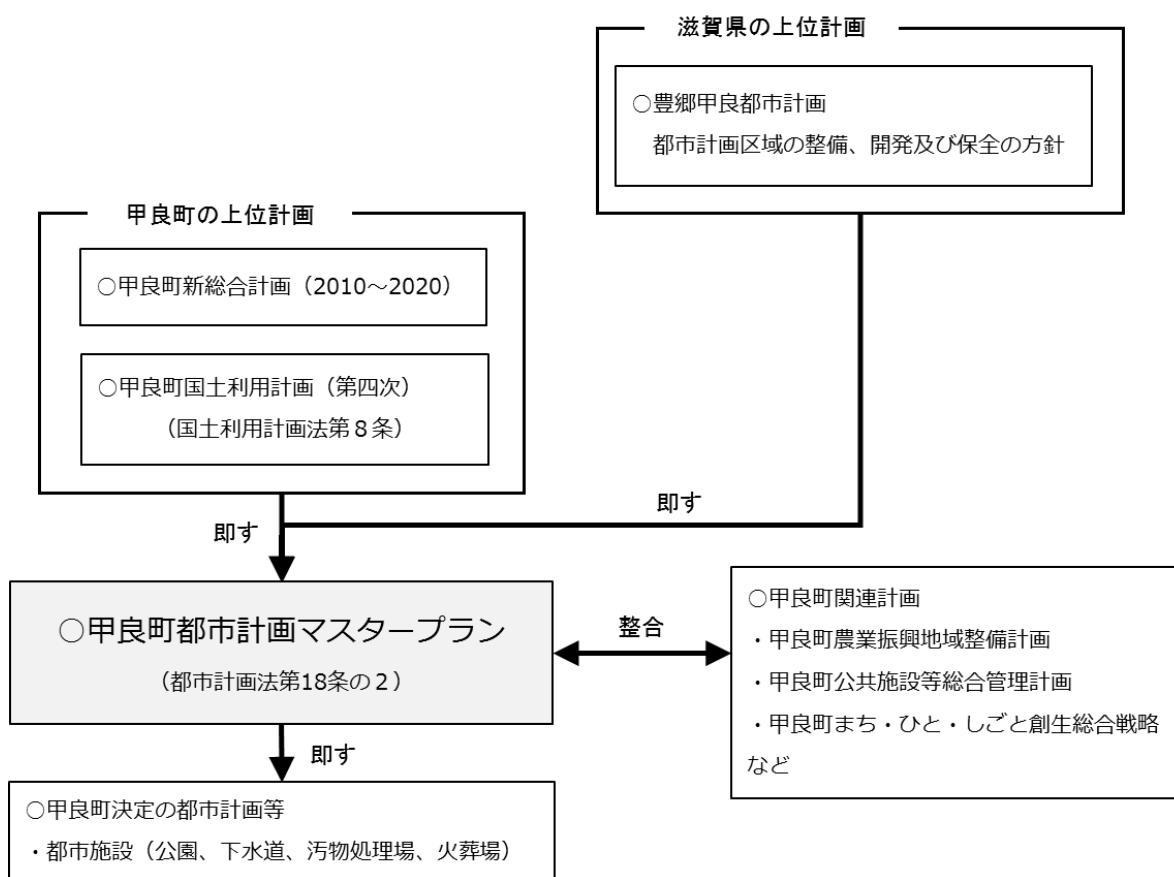
甲良町では、平成22年を目標年次とする前回計画（平成13年3月）から18ヶ年が経過することから、近年の社会情勢や地域の課題に対応した新たな将来の都市像とそれを実現するための基本的な方針について示すための改定を行います。

2 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

町の総合的な将来計画としては、甲良町新総合計画および国土利用計画法（法第8条）に基づく国土利用計画があり、都市計画マスタープランはこれらに即して策定することが求められています。

また、滋賀県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められなくてはなりません。



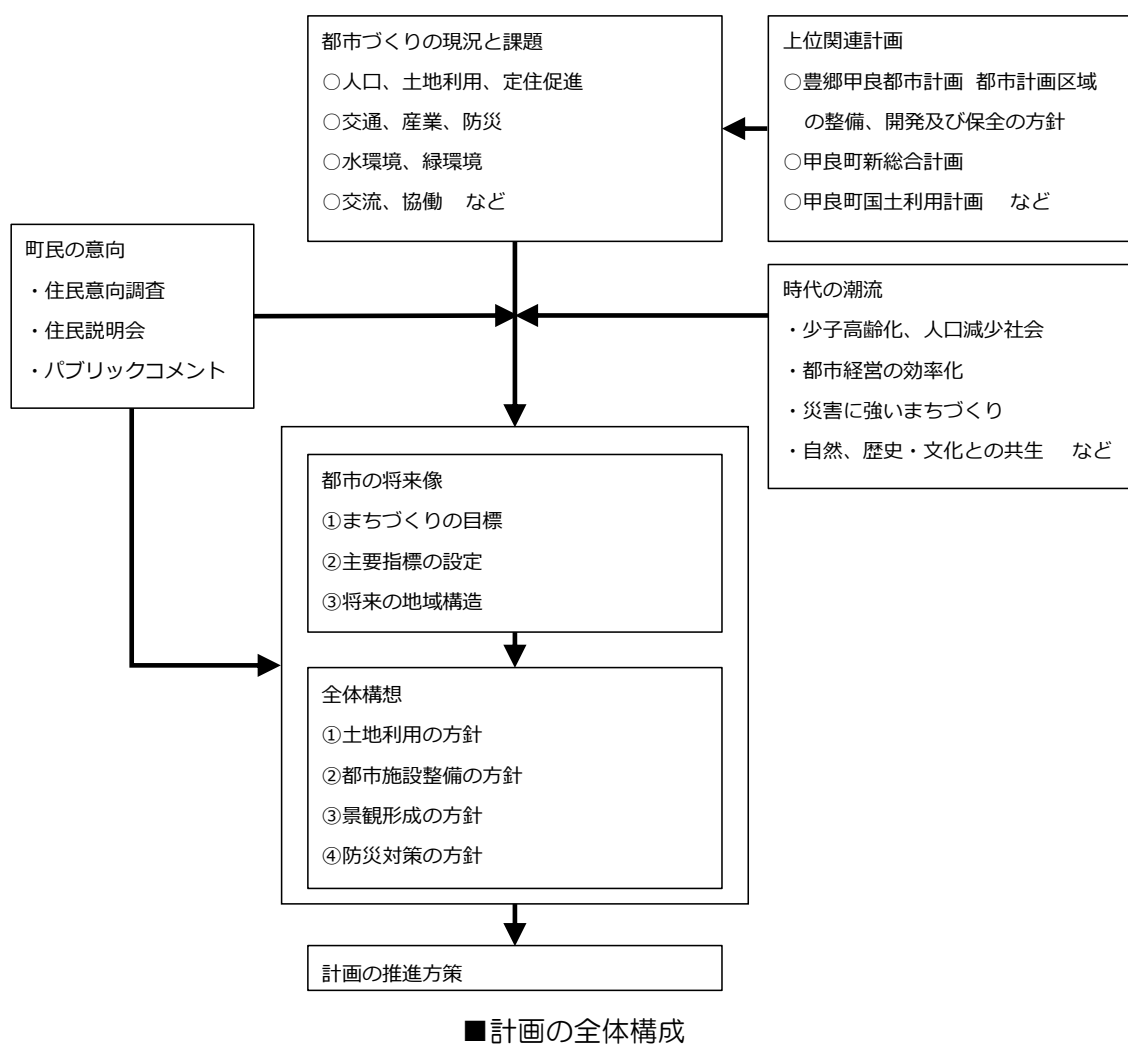
■甲良町都市計画マスタープランの位置づけ

(2) 計画の構成

本来、都市計画マスタープランの構成は、①全体構想、②地域別構想で構成することとなっています。

しかしながら、**本町**は町域 13.63k m²の小さな町です。国土利用計画の地域区分でも町土全体を一つの地域としてとらえ、町内をいくつかの地域に区分する考え方は採っていません。

こうした理由により、**本町**では、本計画において全体構想と地域別構想は一体のものとしてとらえることとしました。



(3) 計画期間

本計画は、概ね 20 年後の都市の将来像を見据え、10 年程度の期間として取り組むべき内容を方針として定めます。

本計画においては、計画初年度 2019 年度から概ね 20 年後の 2038 年を目標とした計画とします。

(4) 甲良町の都市計画の状況

甲良町は全域が都市計画区域となっており、都市施設の公園、下水道、汚物処理場、火葬場を都市計画決定しています。

項目	甲良町
【まちづくり、土地利用計画】	
(1)都市計画区域	全域
(2)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	豊郷甲良
(3)市町村の都市計画に関する基本的な方針	平成13年3月
(4)都市計画決定	公園、下水道（流域、公共）、汚物処理場、火葬場
(5)区域区分	-
(6)地域地区	-
1. 用途地域	-
2. 特定用途制限地域	-
3. 特別用途地区	-
4. 高度地区	-
5. 高度利用地区	-
6. 防火地域および準防火地域	-
7. 風致地区	-
8. 駐車場整備地区	-
9. 臨港地区	-
10. 伝統的建造物群落保存地区	-
11. 歴史的風土特別保存地区	-
(7)地区計画	-
1. 地区計画	-
2. 集落地区計画	-
3. 地区計画手続き条例市町	-
【都市施設】	
(1)交通施設	-
1. 都市計画道路	-
2. 交通広場	-
3. 自動車駐車場	-
4. 自転車駐車場	-
(2)公園、緑地等	-
1. 都市計画公園	甲良町総合公園、呉竹児童公園
2. 都市計画緑地	-
3. 都市計画墓園	-
(3)下水道	流域下水道・東北部処理区
(4)その他の都市施設	-
1. 汚物処理場	湖東広域衛生管理組合し尿処理場
2. ごみ焼却場およびごみ処理場	-
3. 河川	-
4. 学校およびその他教育施設	-
5. 市場、と畜場および火葬場	紫雲苑（彦根愛知犬上広域行政組合）
6. 一団地の官公庁施設	-
7. 防火水槽	-
【市街地開発事業】	
(1)土地区画整理事業	-
(2)市街地開発事業	-
(3)工業団地造成事業	-

※湖東広域衛生管理組合：東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

彦根愛知犬上広域行政組合：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

出典：滋賀の都市計画 2017【資料編】

第2章 上位関連計画

都市計画マスタープランの上位関連計画は、滋賀県と甲良町において以下の計画があり、整合を図って行きます。

◇豊郷甲良都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（平成 26 年 3 月、滋賀県）

- ・県が1市町を超える広域的見地から、都市計画の基本的な方針を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で、甲良町は豊郷町とともに、豊郷甲良都市計画区域として定められています。
- ・豊郷甲良都市計画区域の都市づくりの基本理念は、以下の5つが設定されています。
 - 都市機能の集約化の促進
 - …歩いて暮らせるまちづくり、都市機能の集約化
 - 広域連携のもとでの定住のまちづくり
 - …湖東定住自立圏を活かしたまちづくり
 - 暮らしを支えるまちづくり
 - …公共交通の充実、ユニバーサルデザインによる整備
 - 自然環境と調和したまちづくり
 - …リサイクル中心の施設整備や既存施設の有効利用
 - 歴史・文化資源を活かしたまちづくり
 - …歴史・文化資源の保全・活用、新たな地域資源の発掘・創出

◇湖東定住自立圏形成協定

（平成 21 年 10 月、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）

- ・彦根市および愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町からなる湖東圏域は、古くは同じ彦根藩としての歴史を持ち、今日においても商業圏や医療圏では彦根市を中心とした生活圏を形成しています。
- ・この湖東圏域の1市4町では、医療連携や公共交通ネットワークの構築、地産地消の推進などの課題に対して連携を図りつつ、定住自立圏を形成していく協定を締結しています。
- ・現在は、医療、福祉、教育、産業振興、環境、ごみ処理、消防、火葬場、公共交通、地産地消等の分野で連携を図っています。

◇甲良町新総合計画（平成 22 年 4 月、甲良町）

- ・平成 32 年度を目標年次とする新総合計画では、町の将来像を「一森と琵琶湖を結ぶー『笑顔で暮らせる豊かな農村』と定めています。
- ・町の将来像を実現するための基本目標をまちづくり全般のほか、産業、教育文化、保健福祉、都市基盤の分野毎にまちづくりの基本方向を定めています。
- ・このうち都市基盤分野の基本目標を以下のとおり定めています。

〈都市基盤分野の目標〉

「定住を支える確かな基盤と人と自然が共生できる環境整備」

- ・流域の水源保全に努めます
- ・甲良の財産である農村景観を保持します。
- ・高齢者や障害者に配慮した生活基盤整備を進めます。
- ・道路網、通信網の整備充実により、町内外との連携の向上を図ります。
- ・安全で、災害に強いまちをつくります。
- ・自然エネルギーの活用など、エコ甲良を実践します。

◇甲良町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月、甲良町）

- ・厳しい財政状況が続く中で、公共施設等の保全・長寿命化・更新・統廃合等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と公共サービスを安定的に提供することを目的として策定されました。
- ・計画では、基本方針として、「財政負担の軽減」「施設性能の維持・保全」「施設総量の適正化」を定めています。このうち都市施設の総量に係る方針が以下の通り定められています。

〈施設総量の適正化〉

- ・人口減少に応じて発生する公共施設の余剰スペースや余剰施設の有効活用を図りつつ公共施設の再編（施設の統廃合や複合化、減築等）を推進し公共施設総量の最適化を図る。
- ・これまで提供してきた施設利用者へのサービス水準は可能な限り維持しつつ公共施設総量の縮減を図る。縮減目標として今後 40 年間で延床面積ベース 20%縮減することを目標とする。
- ・なお、インフラ施設は住民生活の基盤となる施設であり、現状提供しているサービス水準を維持するため、個別に長寿命化計画等を策定し、現時点では削減目標は設定しないものの、今後の社会情勢を見据えながら必要に応じて施設規模の見直しを検討する。

◇甲良町人口ビジョン・総合戦略（平成 28 年 2 月、甲良町）

- ・甲良町では人口ビジョンで明らかとなった人口減少の課題に対して、①出生の増加、②転入の促進、③転出の抑制を図る取り組みを進めていくこととして、総合戦略としての政策の基本目標を以下の通り定めています。

〈基本目標〉

①安定した雇用を創出する

- ・地域資源を活用した産業振興・創業支援
- ・地元就職希望者の支援
- ・農業の稼ぐ力の向上支援

②甲良町への新しいひとの流れをつくる

- ・町の魅力の発掘・発信
- ・地域資源を活用した移住・定住の促進
- ・歴史・農村景観を生かした観光・交流の推進

③若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる

- ・子育てしやすいまちづくり
- ・特色ある教育の推進
- ・子育て・教育の経済的支援の充実

④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

- ・若者が定着するまちづくり
- ・安全・安心・健康に暮らせるまちづくり

◇甲良農業振興地域整備計画書（平成 29 年 7 月、甲良町）

- ・農業振興地域の土地利用の方向を以下の通り定めています。

〈土地利用の構想〉

○農用地については、地力の維持増進、土地改良施設の適正な維持管理を進めながら、ほ場整備事業によって整備された農地を中心に、優良農用地の保全を図る。

○他用途の土地利用については、国・県道沿線の未利用地や集落内に点在する農用地、ならびに集落の生活環境整備に伴って開発の対象となる集落周辺の農用地を中心に活用することとする。

○農用地の保全に努めつつ、移住・定住の促進を図るための住宅用地確保を進める。

第3章 時代の潮流

今後の都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用及び都市施設の整備等に当たって、考慮すべき基本的条件の変化は以下の通りです。

◆少子高齢化社会での新たなニーズに対応したまちづくりの重要性

- ・甲良町の年齢階層別の内訳をみると、年少人口と生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加しています。
- ・こうした少子高齢化に伴う住民ニーズに対応した、子育て世帯や高齢者等の就業環境や居住環境の整備・充実を図るまちづくりが重要となってきています。

◆人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの重要性

- ・甲良町の総人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くと推計されています。
- ・こうした人口減少社会での経済活動の低下、地域コミュニティの弱体化、インフラ施設の適正な管理の困難化などに対応した公共施設のマネジメントが重要となってきます。

◆都市経営の効率化の重要性

- ・人口減少や高齢化の進行により、医療や介護、福祉に要する経費が増大し、これに伴って投資的経費は大幅に減少しています。
- ・また、過去に建設した公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、維持管理・改修更新費も増大することから、公共投資の効率化、既存ストックの有効活用などが求められています。

◆東日本大震災や豪雨災害等を教訓とした災害に強いまちづくりの重要性

- ・平成 23 年 3 月の東日本大震災や台風による豪雨災害などを契機として、防災や減災に対する意識が変化してきました。
- ・自然災害等に強い道路・河川・排水施設等の整備やインフラ施設の耐震対策など、災害に強いまちづくりが重要となってきています。

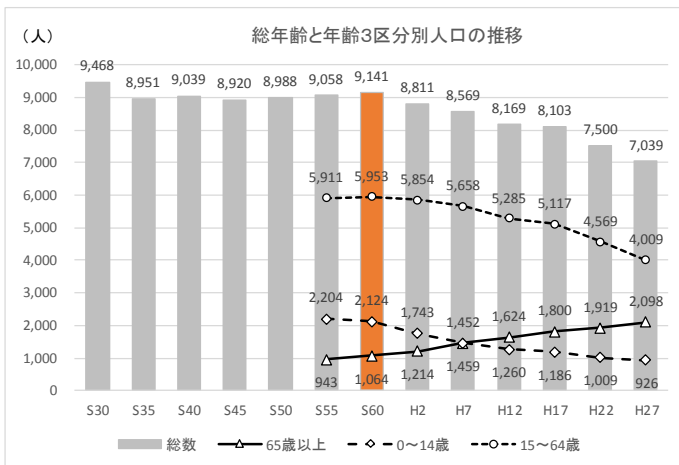
◆豊かな自然環境や歴史・文化環境との共生の重要性

- ・甲良町は、これまで大規模な開発がされず、農村景観や山の緑、せせらぎの水辺等の豊かな自然環境、西明寺、甲良町立図書館（旧甲良東小学校）等の歴史・文化資源など多くの資源が残されています。
- ・こうした地域の資源を次世代に引き継いでいきながらまちづくりを進めて行くことが重要となってきています。

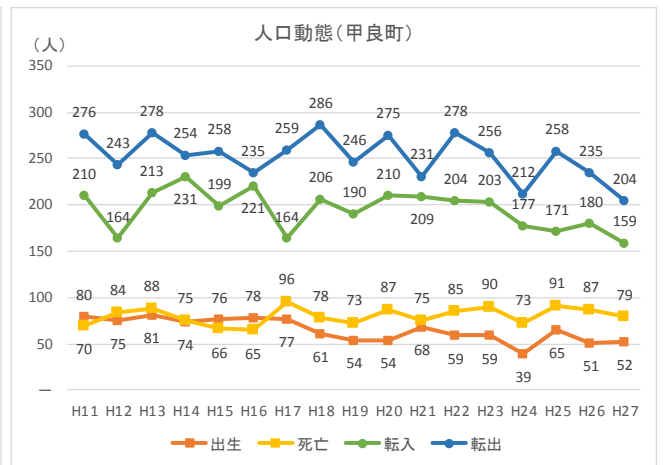
第4章 都市づくりの現況と課題

1 人口

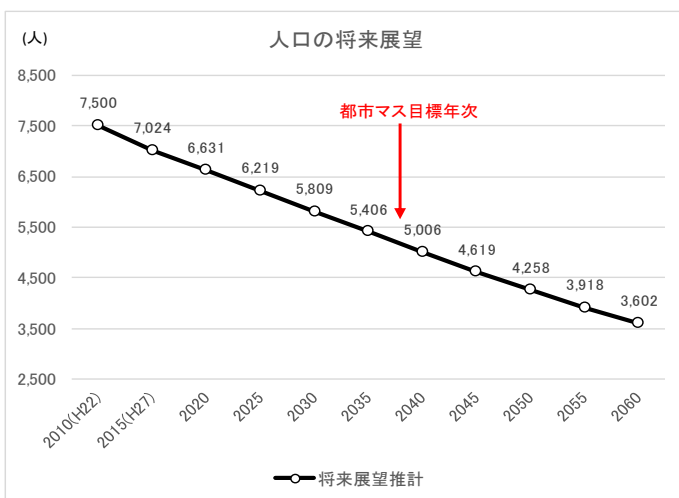
- 本町の人口は昭和 60 年付近をピークに減少傾向が続き、少子高齢化が進行していることから、地域活力の低下が懸念されます。〔高齢化率：S55（10.4%）⇒H27（29.8%）〕
- 近年は、人口の社会減（転出者数が転入者数を上回る）、自然減（死亡者数が出生者数を上回る）で推移しており、人口減少の傾向はさらに加速すると予想されます。
- 甲良町人口ビジョンによると、町の将来人口は、約 7,000 人（H27）から、20 年後の 2038 年（H50）頃には、約 5,000 人まで減少すると推計されています。
- 昭和 55 年の人口を 100 とすると彦根市、愛荘町、豊郷町は上昇していますが、甲良町は平成 27 年時点で 78 まで低下しています。



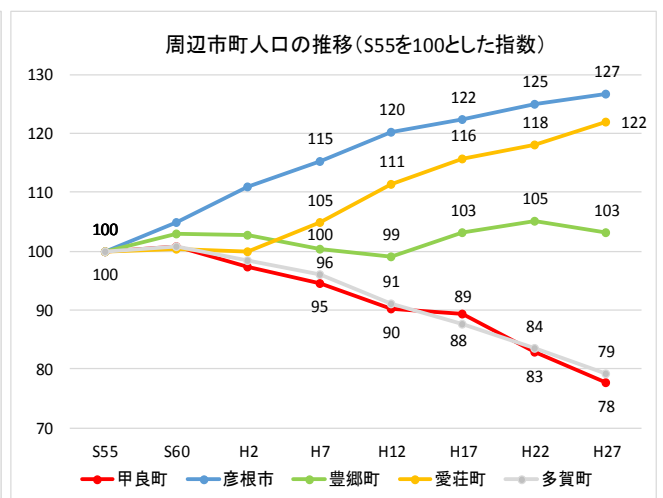
出典：国勢調査



出典：滋賀県統計書（県統計課「滋賀県推計人口年報」）



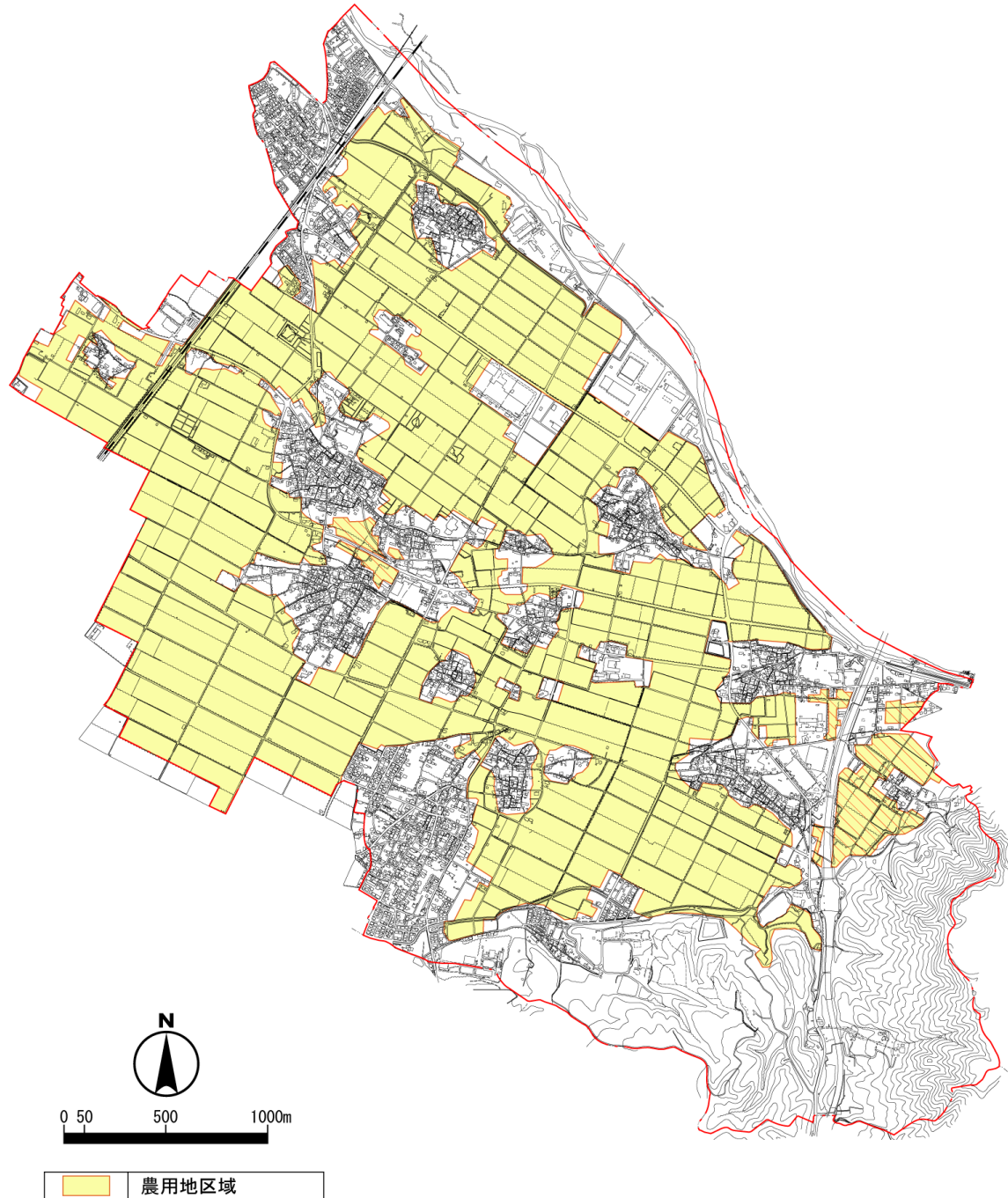
出典：「甲良町人口ビジョン（平成 28 年 2 月）」



出典：国勢調査

2 土地利用

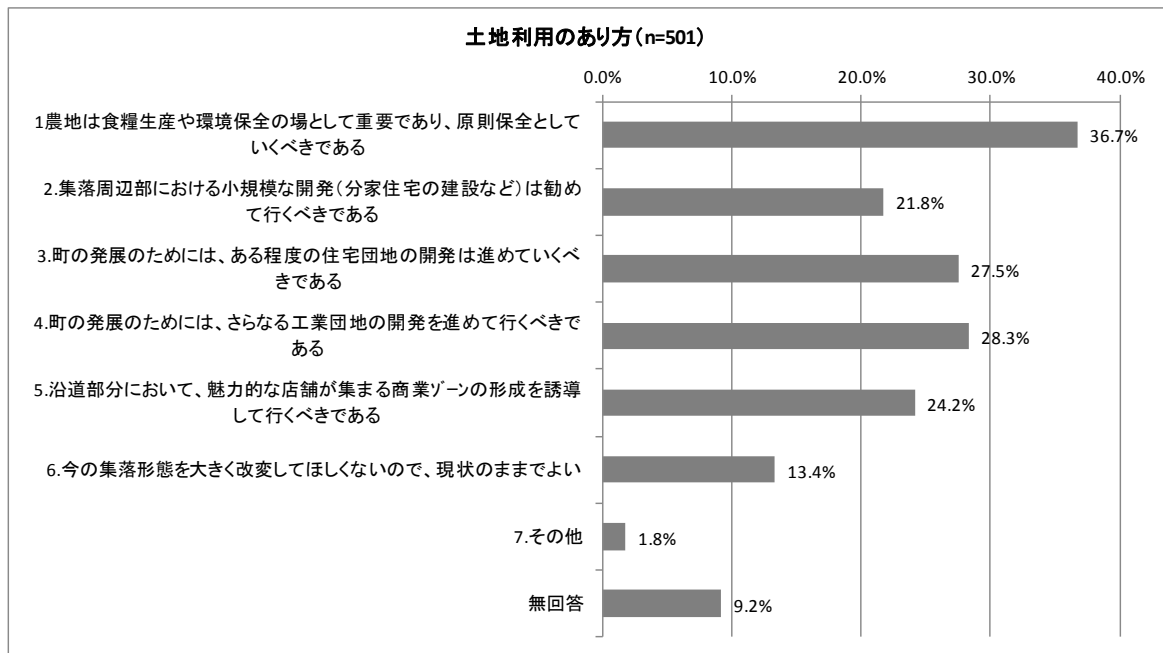
- 甲良町は、稲作主体の農業生産を生業（なりわい）として発展してきました。
- 本町の農用地区域は、**土地改良**が実施された農地を中心に指定されており、集落や公共公益施設、工場を除いた広範囲に分布しています。



■農用地区域

出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム（国土交通省）より作成

- 本町では、既存の集落地とその周辺部を除く大半の空間を、ほ場整備事業により整備したことにより、新たな用地需要に応える余地が非常に限られています。
- 住民意識調査では、「農地は原則保全していくべき」が約4割を占めています。一方で、「町の発展のためには、住宅団地、工業団地の開発を進めて行くべき」との考えも約3割見られます。

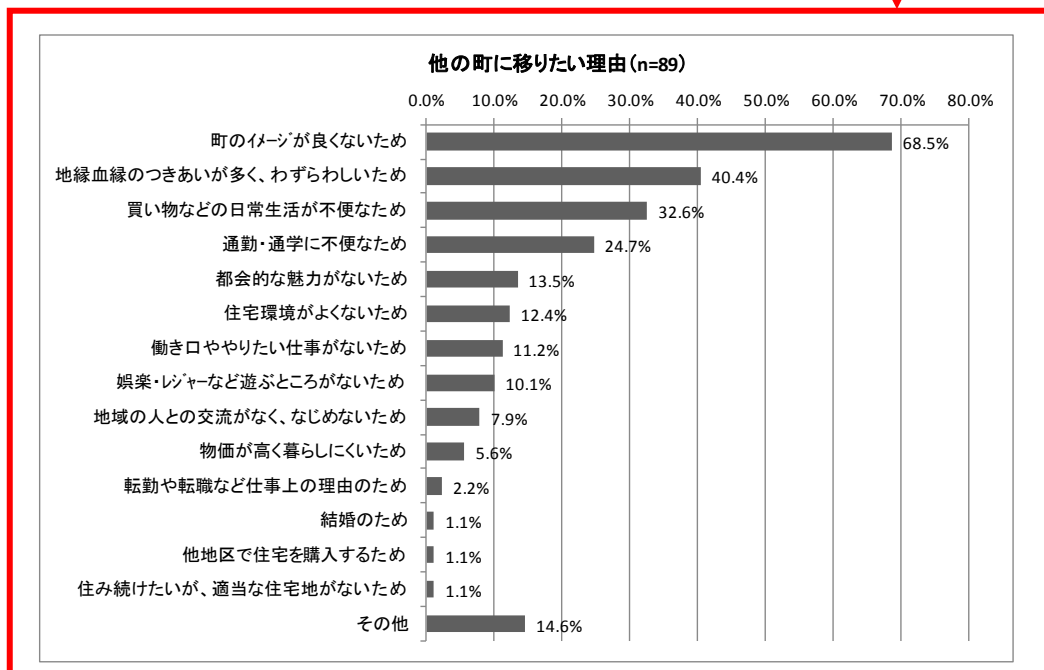
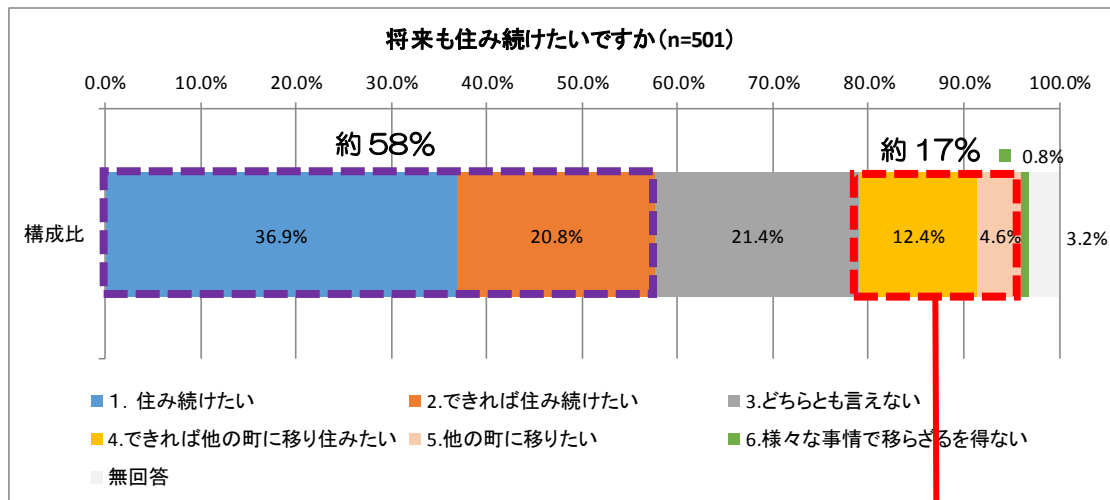


出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

3 定住促進

(1) 定住意向

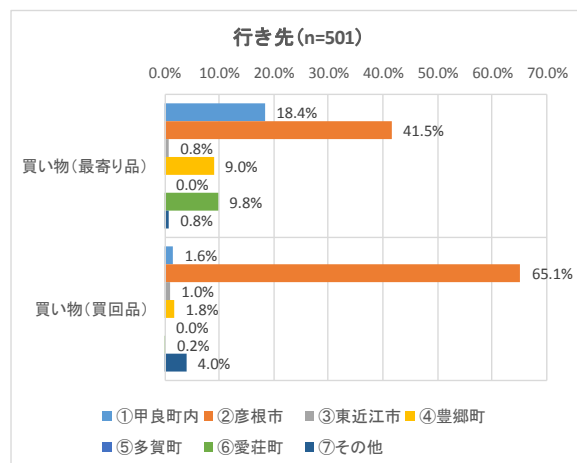
- 住民意識調査では、町民の定住意向で「(できれば) 住み続けたい」は約 6 割を占め、「(できれば) 他の町に移り住みたい」が約 2 割を占めています。他の町に移りたい理由は「町のイメージが良くない」が約 7 割を占めています。



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

(2) 買物環境

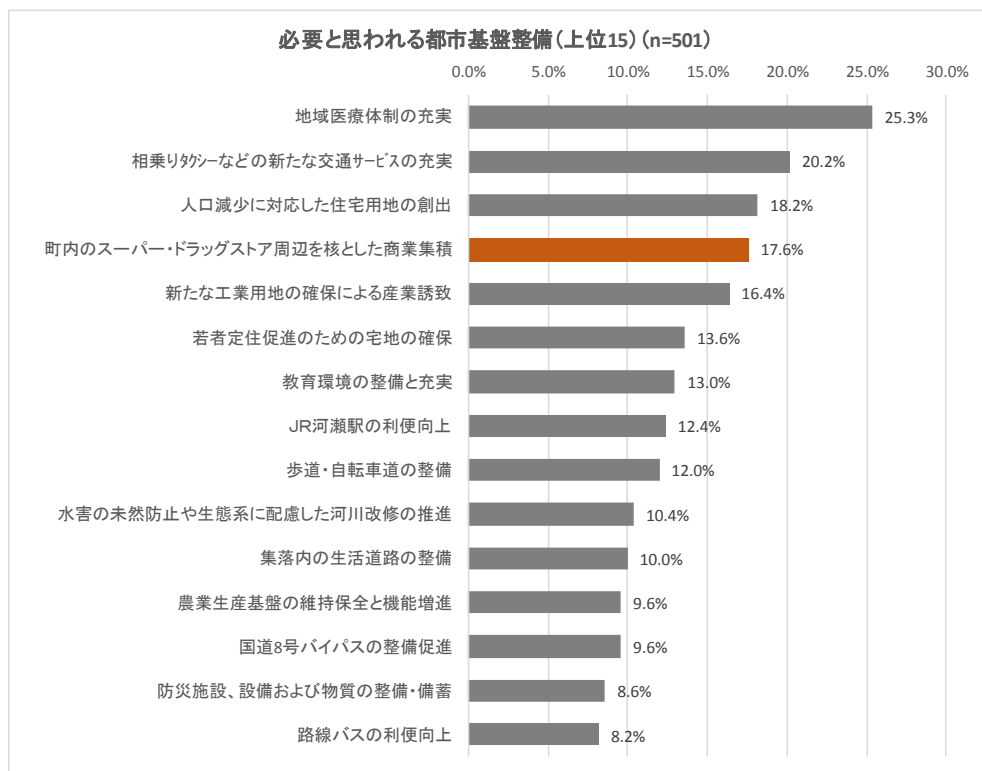
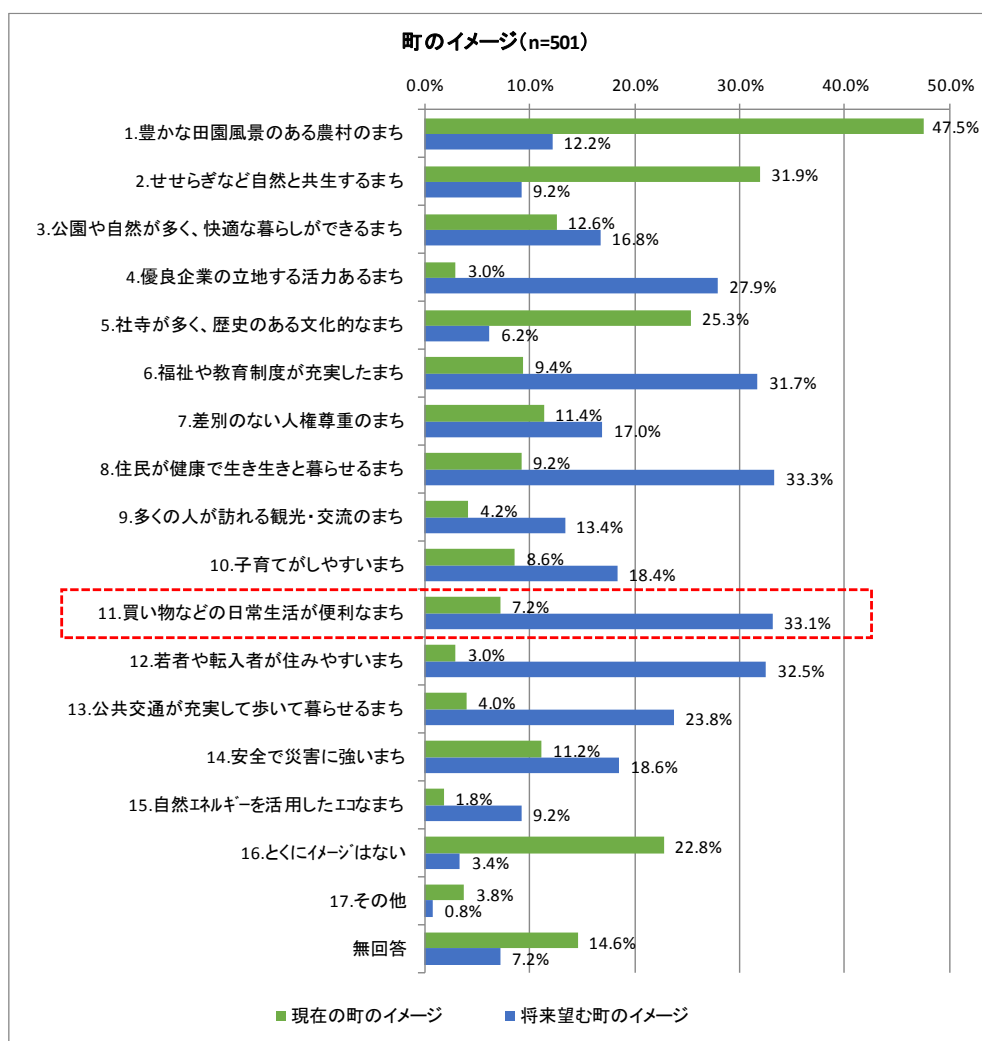
- 町内にはスーパー1軒、コンビニエンスストア2軒のほか、農産物等の直売所が併設された道の駅があります。
- 最寄り品の買い物約4割、買回品の買物の約7割が彦根市に流出しています。
- 住民意識調査では、将来望む町のイメージとして「買い物などの日常生活が便利なまち」との回答が多くあげられ、今後必要な都市基盤としても、「商業集積」を望む声は4番目に多くあげられています。



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画
策定のためのアンケート調査（H29.12）



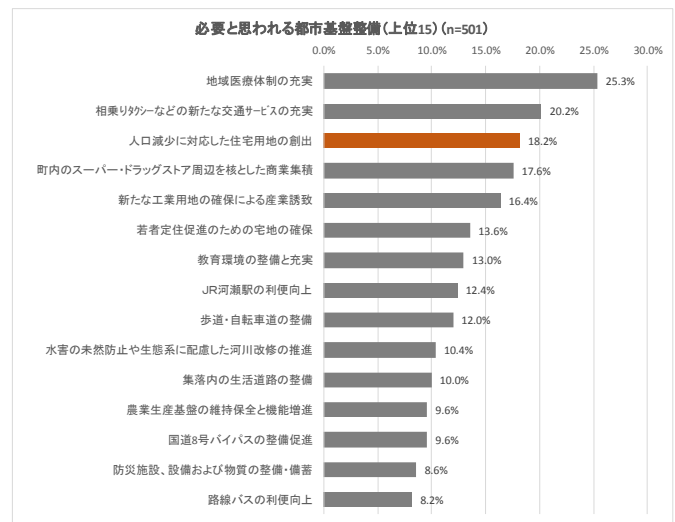
■商業施設位置図



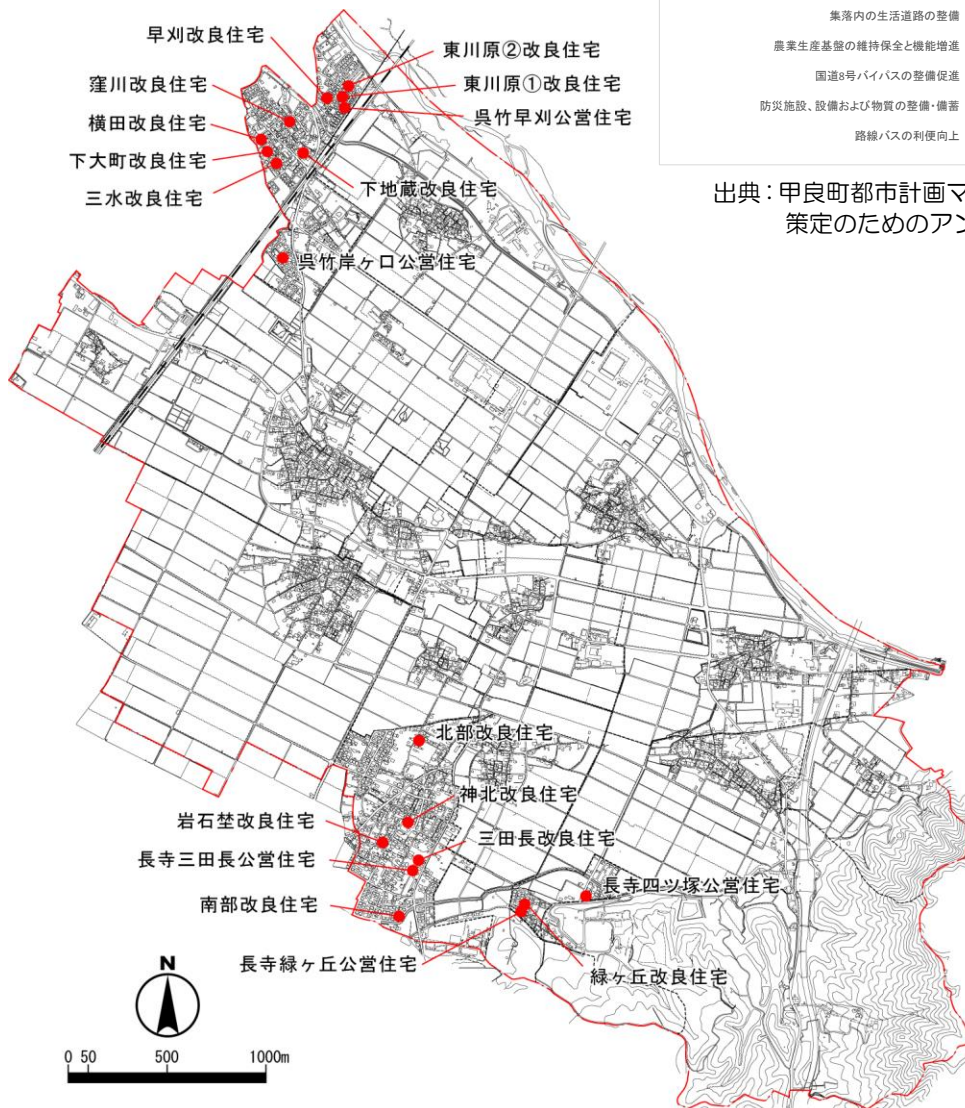
出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

(3) 居住環境

- 甲良町は、持ち家率が高く、賃貸物件も少ないのが特徴です。核家族化などに伴い、住宅ニーズはあるものの、住宅や住宅用地がないという理由での転出も多いと見られます。
- 住民意識調査で今後必要な都市基盤は、「地域医療体制」「新たな交通サービス」に次いで、「住宅用地の創出」が高くなっています。



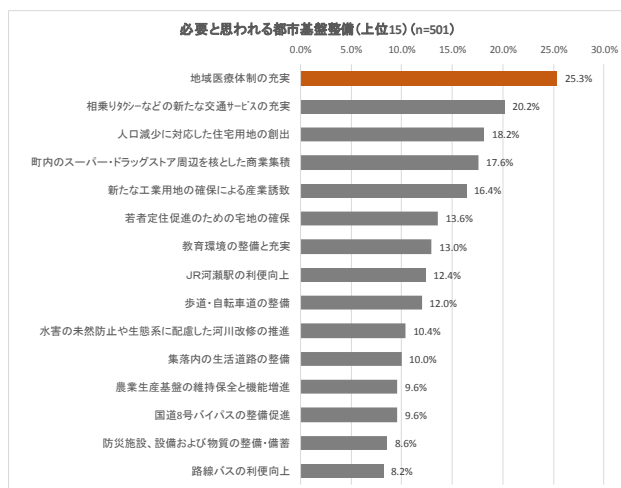
出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画
策定のためのアンケート調査（H29.12）



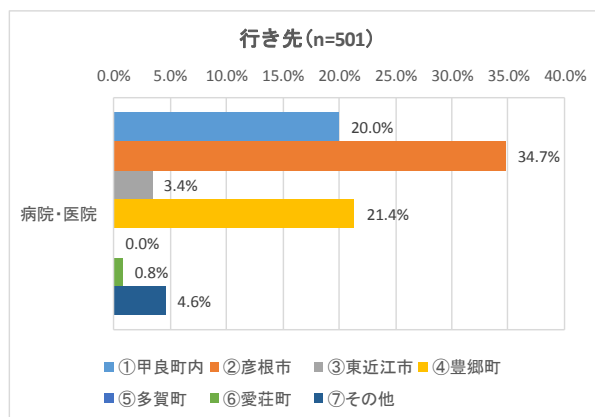
■公営住宅位置図

(4) 医療施設

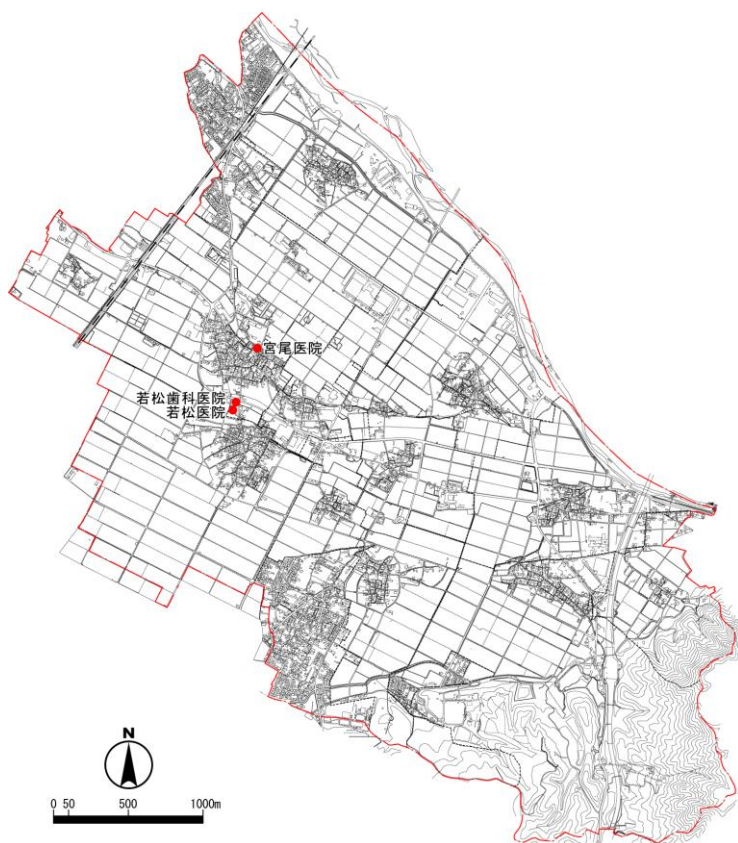
- 診療所が3箇所ありますが、湖東保健医療圏（1市4町）での彦根市立病院や保健・医療複合施設（くすのきセンター）などとの連携が必要となっています。
- 住民意識調査の結果では、病院は、彦根市への通院が最も多く、次いで町内・豊郷町へ通院が多くなっています。
- また、住民意識調査で今後必要な都市基盤は、「地域医療体制の充実」が最も高くなっています。



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）



■医療施設位置図

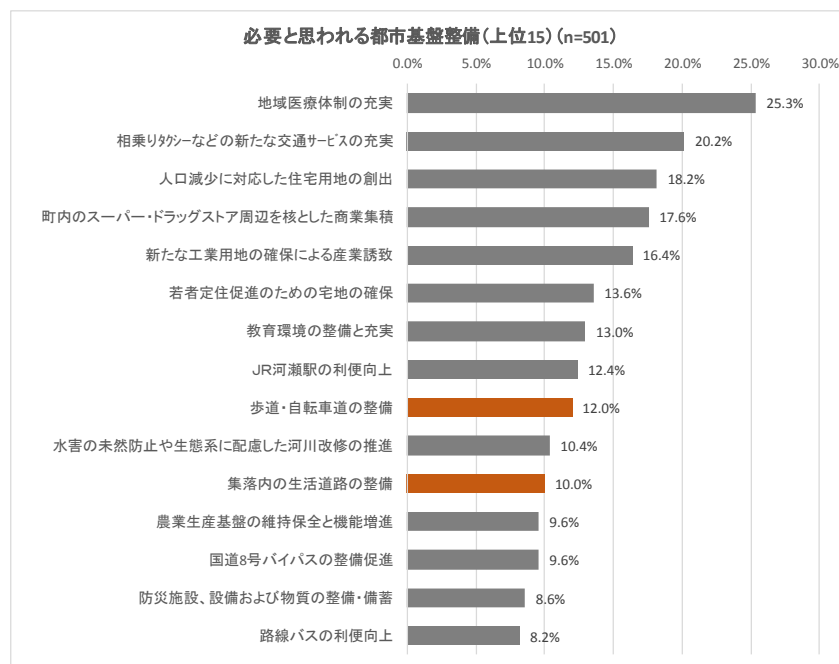
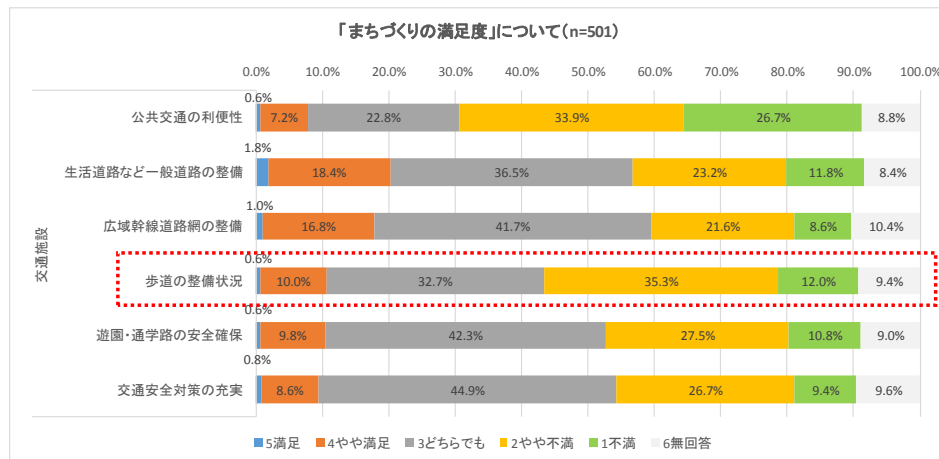
【周辺市町の主な医療施設】

- 彦根市
 - ・彦根市立病院
 - ・くすのきセンター
- 豊郷町
 - ・公益財団法人 豊郷病院
- 長浜市
 - ・長浜赤十字病院
 - ・市立長浜病院
- 東近江市
 - ・東近江総合医療センター など

4 交通

(1) 道路・交通施設

- 甲良町の位置は、国道8号に近く、広域幹線を利用しやすい環境にありますが、国道8号までの接続は決して十分になっていません。
- 県道の未改良部分は残されていますが、その整備はかなり進められてきました。
- 幹線道路で幅員が不足している箇所や自転車・歩行者道が整備されていない箇所があります。
- 集落内の生活道路についても改善されていますが、大半が幅員4m以下の道路となっているのが現状です。
- 住民意識調査では、「歩道の整備状況」の満足度は低く、今後必要な都市基盤で、「歩道・自転車道の整備」や「集落内の生活道の整備」を求める割合も比較的高くなっています。



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

■国道307号の概要

	延長	改良済	未改良
国道307号	3,130m	3,130m	0m

■県道（6路線）の概要：平成26年時点

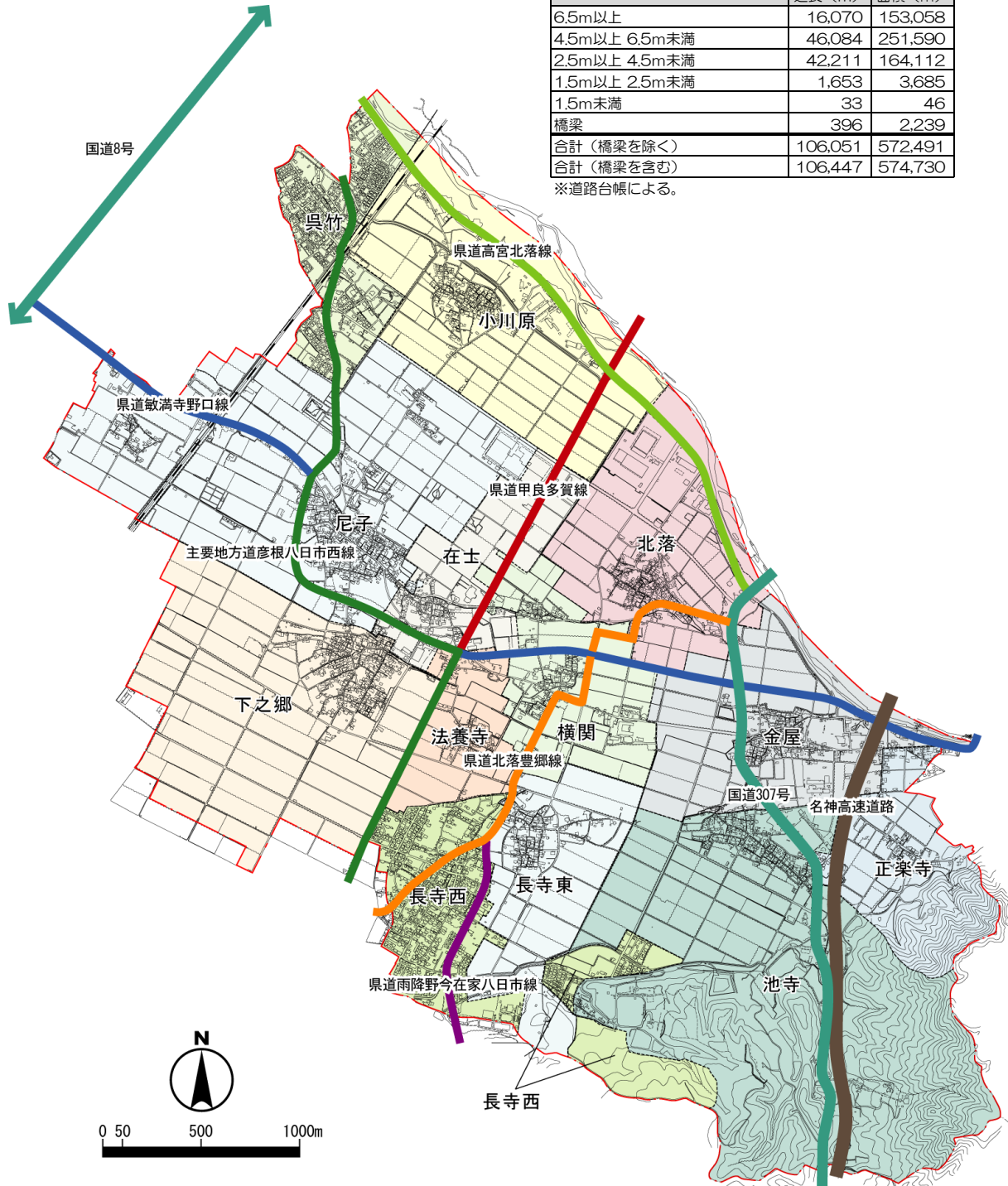
	延長	改良済	未改良
主要地方道彦根八日市甲西線	4,100m	4,100m	0m
県道敏満寺野口線（＊）	3,900m	3,900m	0m
県道甲良多賀線	1,800m	1,800m	0m
県道北落豊郷線	2,500m	2,300m	200m
県道雨降野今在家八日市線	1,000m	1,000m	0m
県道高宮北落線	3,200m	0m	3,200m
合計	16,500m	13,100m	3,400m

＊1：敏満寺野口線の総延長は約5,400mである。（3,900mは、彦根八日市甲西線との重複区間約1,500mを除いた値。）

■町道：道路台帳による道路延長と面積：平成26年時点

	延長（m）	面積（㎡）
6.5m以上	16,070	153,058
4.5m以上 6.5m未満	46,084	251,590
2.5m以上 4.5m未満	42,211	164,112
1.5m以上 2.5m未満	1,653	3,685
1.5m未満	33	46
橋梁	396	2,239
合計（橋梁を除く）	106,051	572,491
合計（橋梁を含む）	106,447	574,730

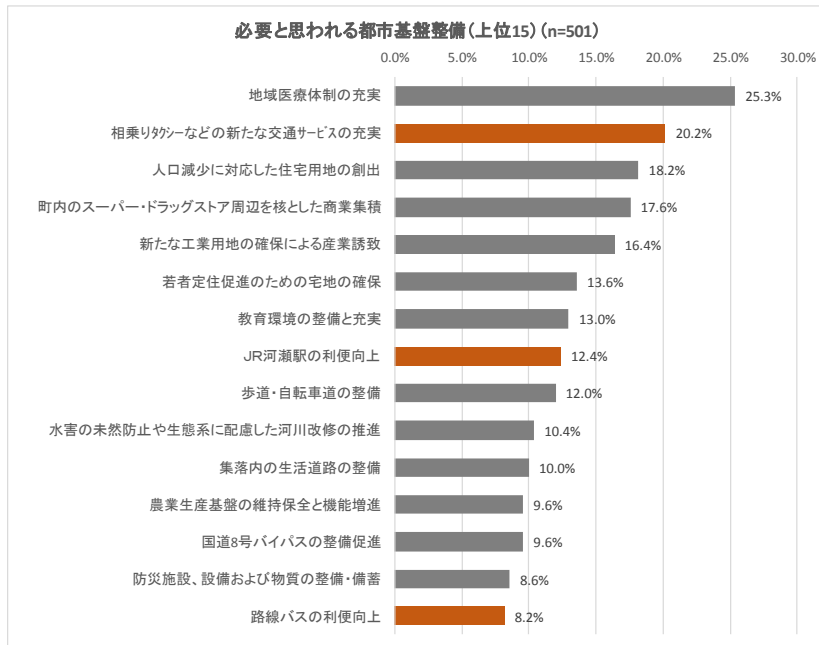
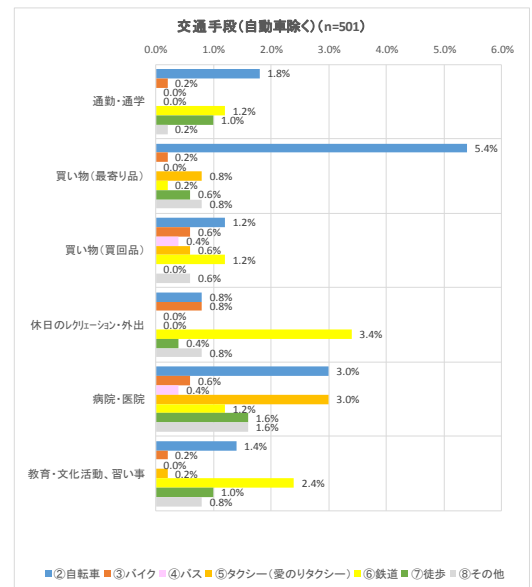
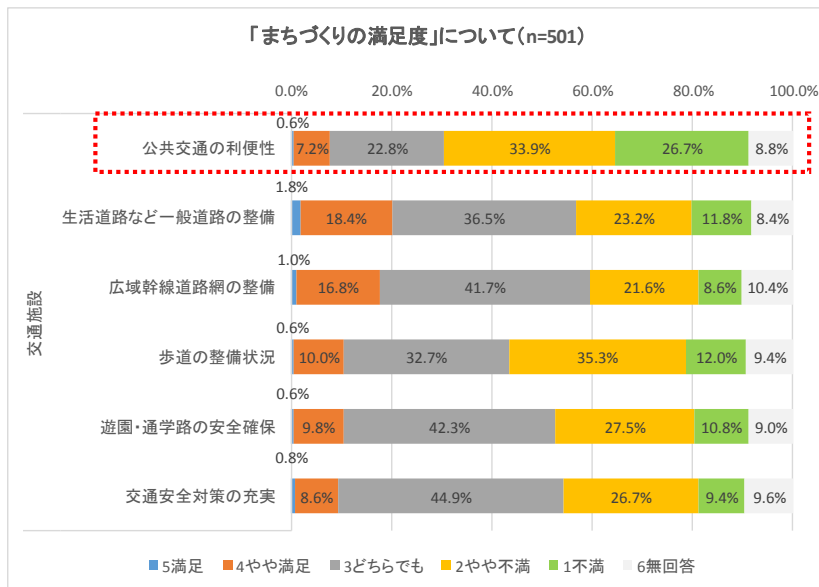
※道路台帳による。



■道路網図

(2) 公共交通

- 住民意識調査によると、普段の生活での交通手段は、自動車が多いほか、最寄り品の買い物では自転車、病院では自転車やタクシー、休日のレクリエーションや教育・文化活動では鉄道も使われています。
- 住民意識調査では、「公共交通の利便性」の満足度は低く、今後必要な都市基盤は、「地域医療体制の充実」に次いで「新たな交通サービスの充実」が高くなっています。
- 高齢化の進行により、自動車を運転できない人々等の交通手段を確保するため、公共交通機関の必要性が従来以上に高まっています。



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

(鉄道)

- 町北西部に近江鉄道尼子駅があります。朝の6時～夜 22 時台まで1 時間あたり 1 ～2 本運行されており、上り米原方面と下り八日市方面を結んでいます。
- 尼子駅は、「尼子駅コミュニティハウス」として、各種展示のほか待合室、交流の場として利用されています。
- 甲良町の位置は、JR 琵琶湖線に近く、広域幹線を利用しやすい環境にあります。最寄り駅である JR 河瀬駅までのアクセス交通は決して十分とはいえません。
- JR 河瀬駅の日平均旅客乗車人員は、減少傾向にあり、平成 27 年度現在、1 日平均約 3 千人（定期 8 割、その他 2 割）が利用しています。
- 住民意識調査では、「JR 河瀬駅の利便性の向上」が求められています。

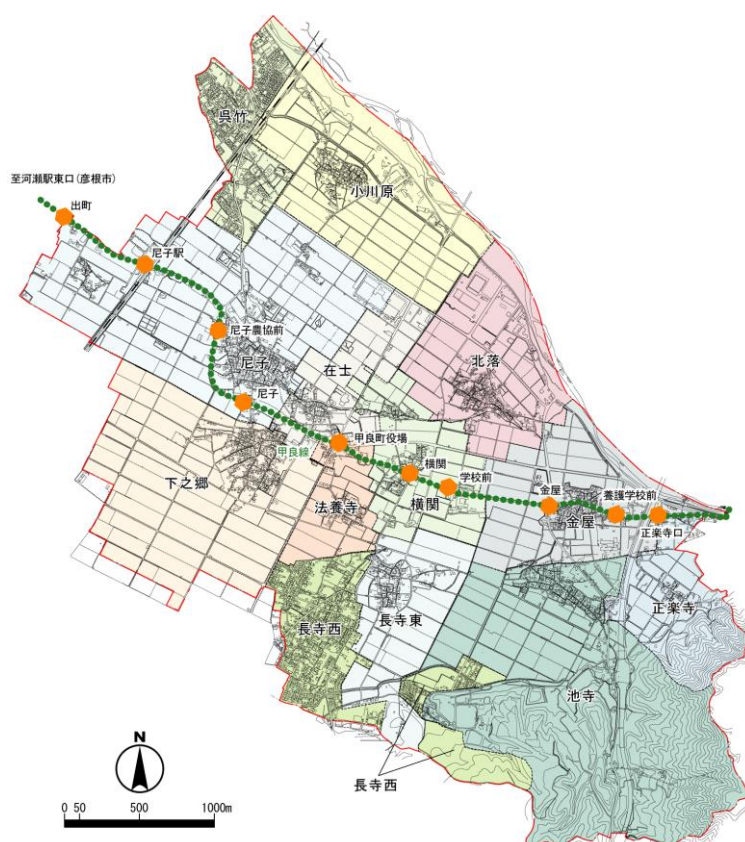
■河瀬駅一日平均旅客乗車人員（人）

年度	定期	定期外	合計
平成 12 年度	2,494	742	3,236
平成 17 年度	2,530	667	3,197
平成 22 年度	2,476	607	3,083
平成 27 年度	2,396	592	2,988

出典：滋賀県統計書（資料 西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社）

(バス)

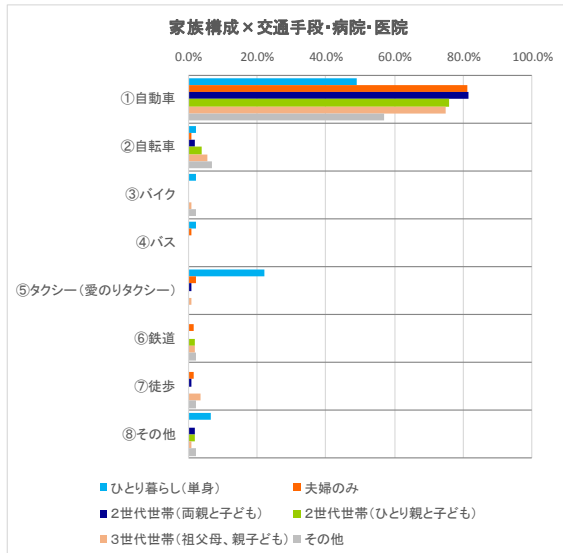
- 湖国バス甲良線は町のほぼ中央を東西に横断しており、町内に 13 ある集落の中で 6 集落が甲良線に接しています。町人口の約 3 割がカバーされています。
- 甲良線は平日・土曜日は 12 往復/日、日曜日・祝日は 7 往復/日運行しています。



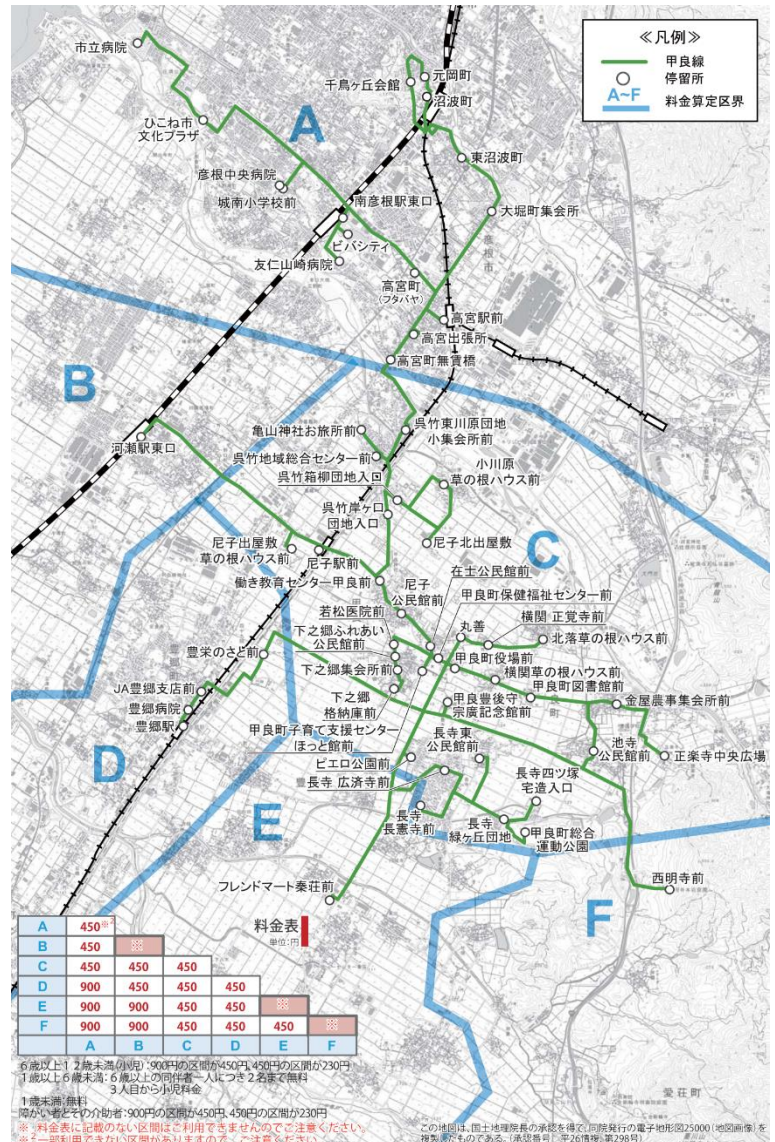
■湖国バス路線図

(タクシー)

- 予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）が、湖東定住自立圏構想を締結した 1 市 4 町において、運行されています。
- 住民意識調査によると、ひとり暮らしの人の病院への交通手段は、「自動車」について「タクシー」が多くなっています。



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査 (H29.12)



■愛のりタクシーこうら路線図

出典：愛のりタクシーこうら路線図 (H29.10.1 改正)

5 産業

- 甲良町に住んでいる人のうち、約 34%が甲良町内、約 63%が他市町で就業しています。町外では、彦根市や東近江市、愛荘町、多賀町、豊郷町等の周辺都市が多くなっています。
- 甲良町は建設業への就業者比率が非常に高い町です。これら建設業者は零細な中小企業が大半であり、経営体質の弱さが課題となっています。
- 住民意識調査によると、今後の工業振興に関しては、「工場用地を確保し優良企業の誘致を進める」「雇用者の多い企業の誘致をめざす」べきだと考える人が約5割を占めており、新たな産業集積への期待は大きいものがあります。

■ 常住地による 15 歳以上就業者数

常住地による従業市町村	15歳以上 就業者数	構成比
甲良町に常住する就業者	3,285	100.0%
甲良町で従業	1,125	34.2%
自宅	405	12.3%
自宅外	720	21.9%
他市町村で従業	2,078	63.3%
滋賀県内	1,956	59.5%
滋賀県以外	68	2.1%
市外の従業地：上位10		
1 彦根市 滋賀県	749	22.8%
2 東近江市 滋賀県	289	8.8%
3 愛荘町 滋賀県	262	8.0%
4 多賀町 滋賀県	212	6.5%
5 豊郷町 滋賀県	151	4.6%
6 近江八幡市 滋賀県	59	1.8%
7 長浜市 滋賀県	42	1.3%
8 草津市 滋賀県	39	1.2%
9 大津市 滋賀県	36	1.1%
10 京都市 京都府	26	0.8%

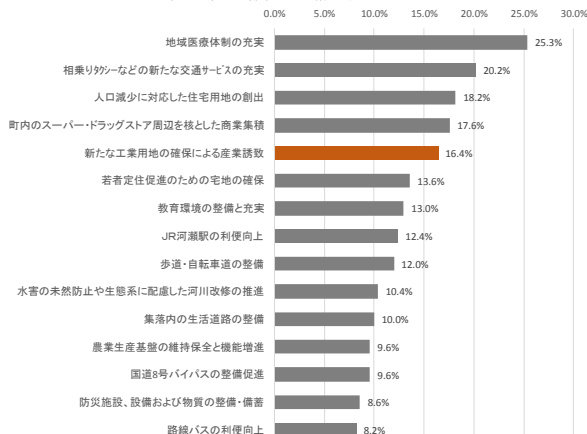
出典：H27 国勢調査

■ 産業別就業者数

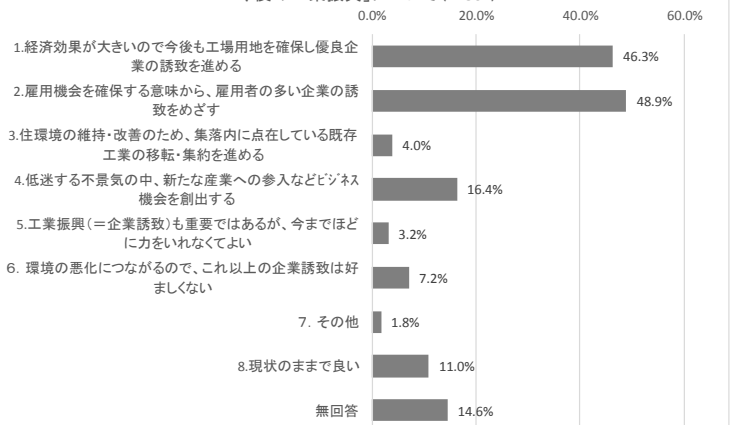
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
		うち農業	うち建設業	うち製造業	
滋賀県	677,976	17,935	220,904	414,488	24,649
	(100.0%)	(2.6%)	(32.6%)	(61.1%)	(3.6%)
彦根市	55,589	988	18,802	33,569	2,230
	(100.0%)	(1.8%)	(33.8%)	(60.4%)	(4.0%)
愛荘町	10,413	332	4,536	5,378	167
	(100.0%)	(3.2%)	(43.6%)	(51.6%)	(1.6%)
豊郷町	3,284	100	1,220	1,826	138
	(100.0%)	(3.0%)	(37.1%)	(55.6%)	(4.2%)
甲良町	3,285	137	1,252	1,695	201
	(100.0%)	(4.2%)	(38.1%)	(51.6%)	(6.1%)
多賀町	3,532	168	1,334	2,011	19
	(100.0%)	(4.8%)	(37.8%)	(56.9%)	(0.5%)

出典：H27 国勢調査

必要と思われる都市基盤整備(上位15)(n=501)



「今後の工業振興」について(n=501)

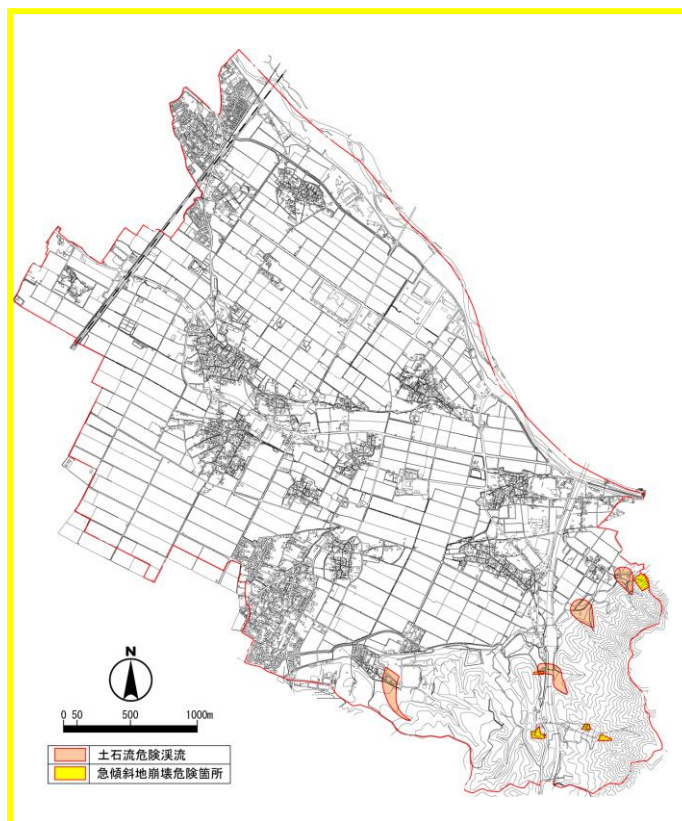


出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

6 防災

(1) 災害

- 甲良町では、犬上川の左岸（2,300m）が、特に重要な水防区域に位置づけられています。
- 町南東部の山間部には、急傾斜地の崩壊や土石流などの土砂災害危険箇所が指定されています。



■土砂災害危険箇所

出典：滋賀県防災情報マップより作成

「重要水防区域」とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な区域を示すもので、その重要度によって、次の3ランクに区分しています。

1. 要水防区域（要注意区間）
2. 重要水防区域（水防上重要な区間）
3. 特に重要な水防区域（水防上最も重要な区間）

凡 例					
要水防区域 要注意(直轄河川)	国土地交通省 直轄管理区間				
重要水防区域 Bランク(直轄河川)	水 防 倉 庫				
特に重要な水防区域 Aランク(直轄河川)	水防対象河川				
県 管 理	自 記	○	県 管 理	固 定	◇
雨 量 計	テレメータ	●	雨 量 計	自 記	◇
国土地交通省 管 理	自 記	○	国土地交通省 管 理	固 定	◇
彦根地方気象 台 管 理	テレメータ	●	彦根地方気象 台 管 理	自 記	◇
そ の 他	自 記	○	そ の 他	固 定	◇
	テレメータ	●		自 記	◇
				固 定	◇



■重要水防区域

出典：重要水防区域図（滋賀県）

(2) 公共公益施設等

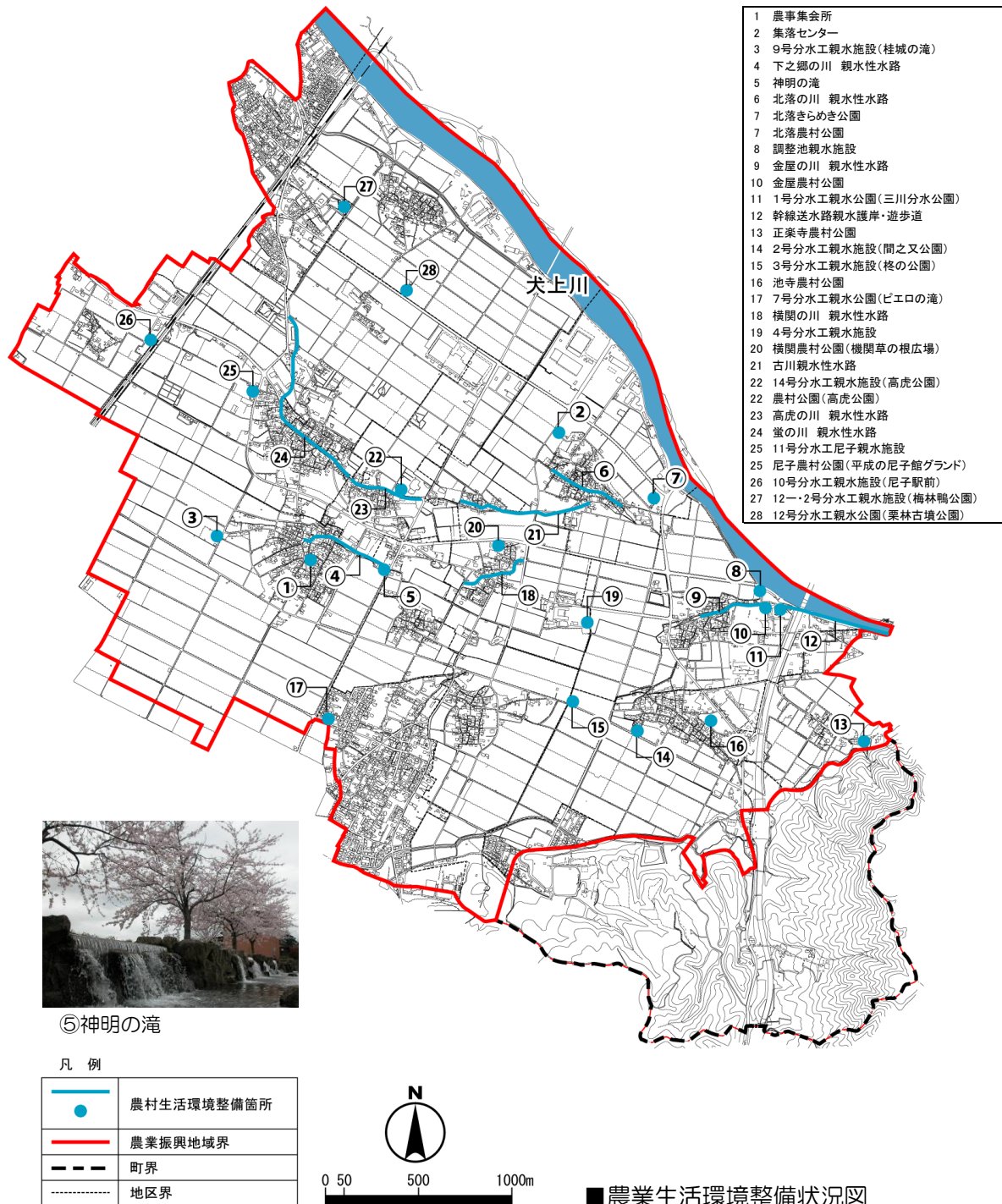
- 本庁舎や公営住宅、中学校をはじめとして公共施設の老朽化が進んでいます。短期的には更新時期が到来する施設はないものの、大規模改修、修繕需要は高まりをみせつつあります。また、耐震化が未実施の施設もあります。

■公共公益施設の建築年度・耐震化の状況

中分類	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	管理運営	耐震化
庁舎等	甲良町役場(本庁舎)	S44(1969)	1,266	直営	実施済または不要
庁舎等	甲良町役場(別館)	H2(1990)	96	直営	実施済または不要
消防施設	甲良町コミュニティ消防センター	H8(1996)	230	直営	実施済または不要
その他行政系施設	甲良町防災水防センター	H17(2005)	123	直営	実施済または不要
文化系施設	甲良町立図書館	S8(1933)	1,746	直営	実施済または不要
文化系施設	地域総合センターふれあいの館	H16(2004)	1,560	直営	実施済または不要
文化系施設	地域総合センターはばたきの館	H21(2009)	1,348	直営	実施済または不要
産業系施設	尼子駅コミュニティハウス	H15(2003)	218	委託	実施済または不要
産業系施設	道の駅せせらぎの里こうら	H23(2011)	461	指定管理 (一部)	実施済または不要
産業系施設	観光案内所	H26(2014)	78	直営	実施済または不要
学校	甲良東小学校	S40(1965)	7,009	直営	実施済または不要
学校	甲良西小学校	S39(1964)	5,317	直営	実施済または不要
学校	甲良西小学校(せせらぎ夢空館)	H16(2004)	999	直営	実施済または不要
学校	甲良中学校	S39(1964)	7,631	直営	実施済または不要
幼・保・こども園	甲良東保育センター(甲良東幼稚園)	H12(2000)	648	直営	実施済または不要
幼・保・こども園	甲良東保育センター(甲良第一保育園)	S55(1980)	1,511	直営	実施済または不要
幼・保・こども園	甲良西保育センター(甲良西幼稚園)	H13(2001)	790	直営	実施済または不要
幼・保・こども園	甲良西保育センター(甲良第二保育園)	S54(1979)	1,141	直営	実施済または不要
幼児・児童施設	子育て支援センター	H21(2009)	248	直営	実施済または不要
幼児・児童施設	甲良東児童クラブ	S49(1974)	452	直営	未実施
高齢福祉施設	デイサービスセンターかつらぎ	H21(2009)	144	指定管理	実施済または不要
高齢福祉施設	デイサービスセンターけやき	H14(2002)	202	指定管理	実施済または不要
高齢福祉施設	介護予防トレーニングルーム	H21(2009)	359	指定管理	実施済または不要
高齢福祉施設	グループホームらくらく	H14(2002)	276	指定管理	実施済または不要
高齢福祉施設	老人憩の家	S51(1976)	172	直営	未実施
保健施設	保健福祉センター	H10(1998)	3,077	直営	実施済または不要
公園	甲良町総合公園(管理事務所等)	H1(1989)	1,185	直営	実施済または不要
公園	呉竹児童公園(管理事務所等)	S55(1980)	240	直営	未実施
その他	旧甲良町学校給食センター	S57(1982)	610	直営	実施済または不要

出典：甲良町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

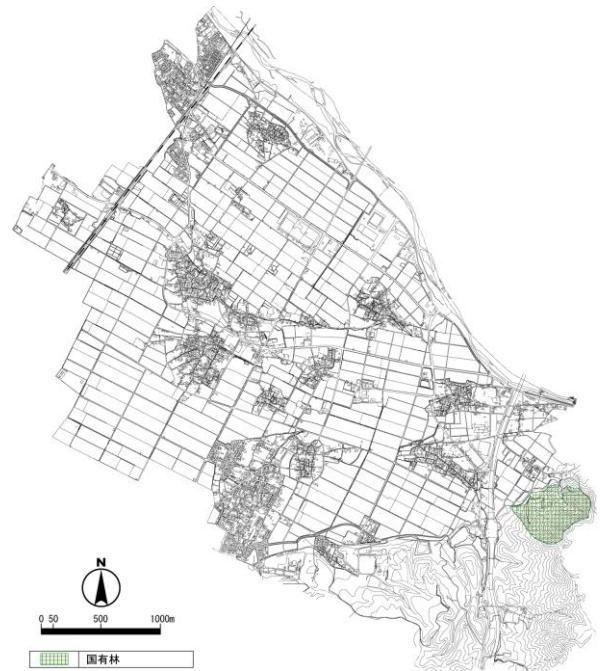
- 甲良町には、犬上川などの河川のほか、農業用水の地下パイプライン化に合わせ、親水性水路や親水公園が整備されています。
- 犬上川河川敷では、ごみの不法投棄などの問題に対処し、環境美化に努めることが必要となっています。
- 早期に完成した親水施設等の一部には老朽化に伴う漏水等が発生しています。



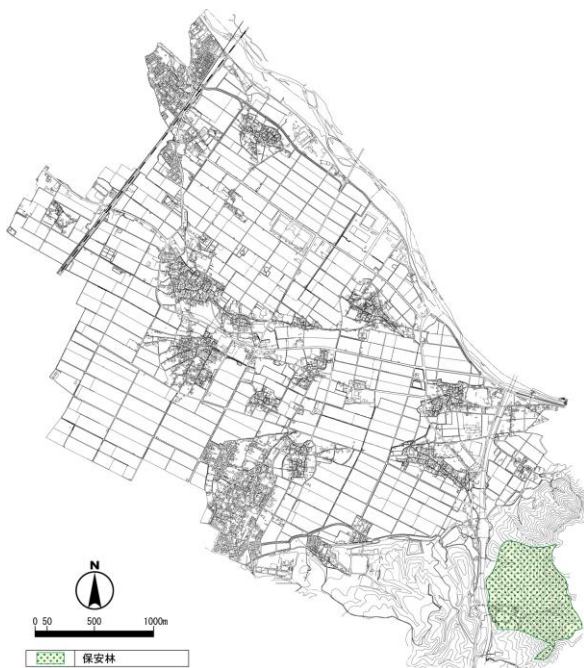
- ほ場整備以前には集落の周辺に森林が散在していましたが、町土の大半は農用地または宅地として利用されており、本来の自然環境は町内のごく限られた地域（湖東県立自然公園、風致保安林など）に残っているのみです。



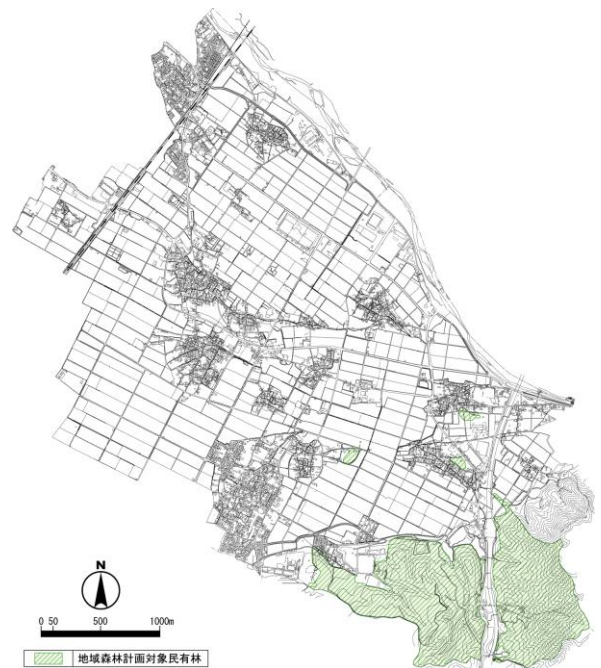
■自然公園特別地域



■国有林



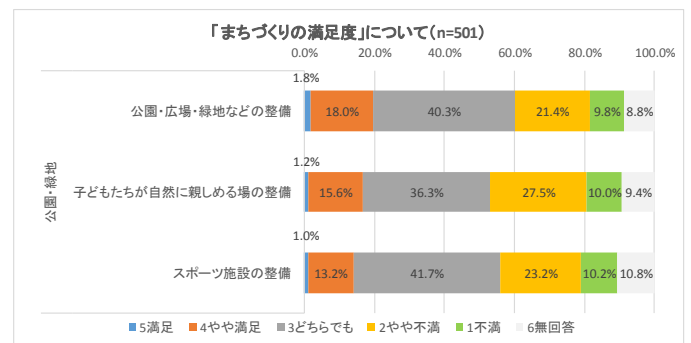
■保安林（風致）



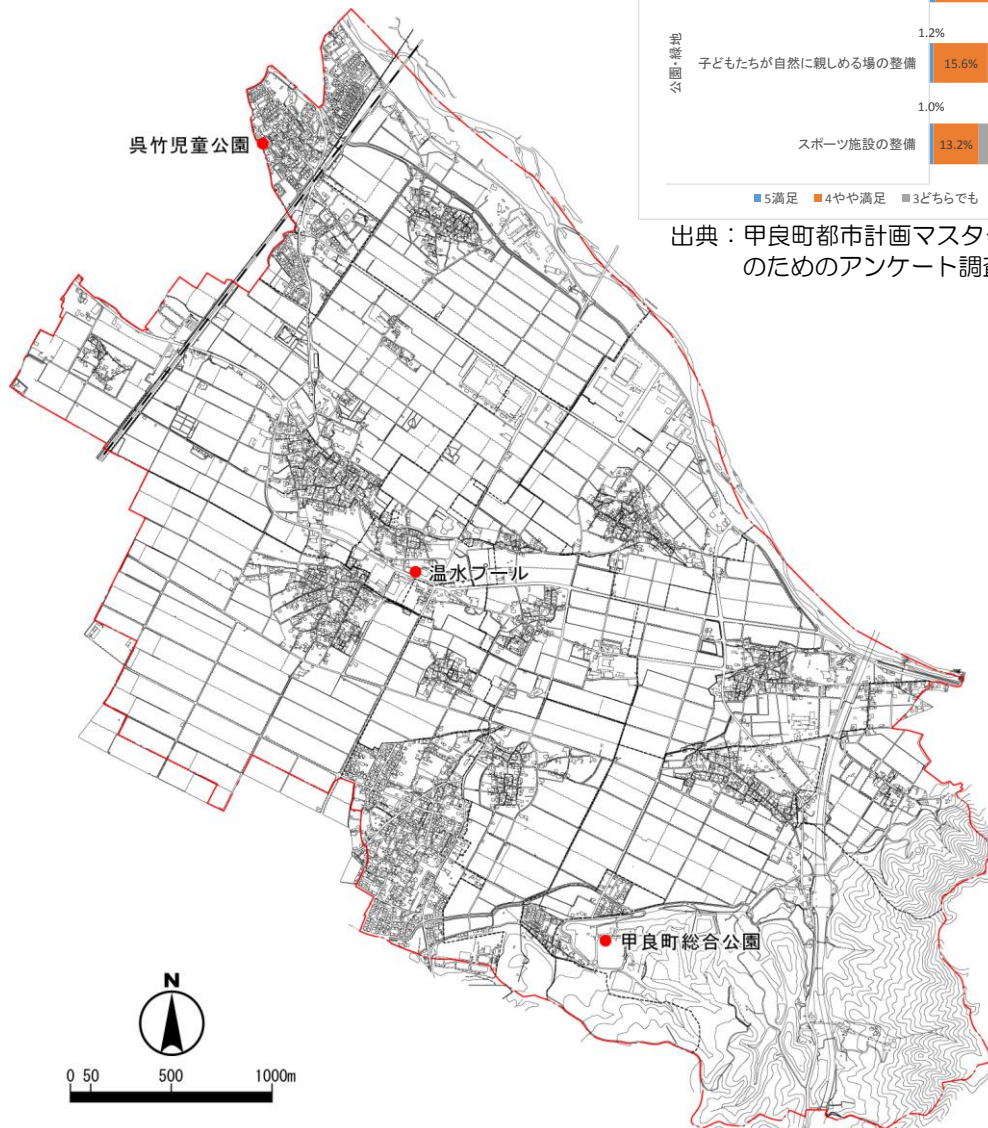
■地域森林計画対象民有林

(1) 都市公園・スポーツ施設

- 都市計画法に基づく都市施設として定められている都市公園は、甲良町総合公園（11.8ha）と呉竹児童公園（0.8ha）があります。
- 甲良町総合公園は、ナイター照明付き少年野球場、多目的野球場、多目的屋内練習場、グラウンドゴルフ場、ローラースライダーなどが整備されています。
- 都市公園と別に、温水プール（25mプール、小プール）が在土地区にあります。
- 公園やスポーツ施設への満足度は「やや不満・不満」が「満足・やや満足」を上回っています。



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）



■公園等位置図

(2) 観光・文化交流

- 甲良町の観光入込客数は、平成 27 年現在、年間約 26 万人が訪れています。多くは西明寺への来訪者数であり、秋の紅葉シーズンに集中しています。
- 町の観光資源としては「西明寺」や「道の駅せせらぎの里こうら」があるものの、ほかにまとまった規模の来客を受け入れているところは少ない状況にあります。
- 町内には宿泊施設がなく通過型の観光地となっています。
- 甲良町立図書館は、総檜造りの旧甲良東小学校を移築して開設された施設で、甲良町の文化財に指定されています。



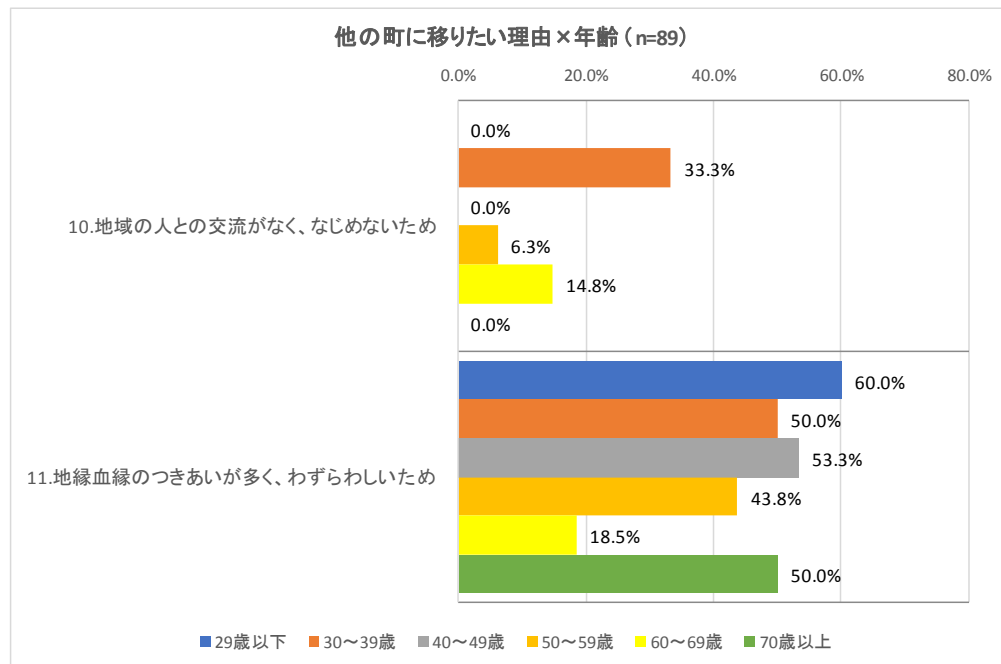
出典：滋賀県観光入込客統計調査書



■観光・文化施設位置図

10 協働

- 住民主体のまちづくり活動が活発になるにつれて、休日などの出役の回数が増えていることが、マイナスイメージとして意識されることが出てきています。
- まちづくり活動に、若い世代・子どもの参加や女性の参加が少ないことが改善を必要としています。
- 住民意識調査では、集落の行事が多いことが、負担となっているとの意見も見られました。

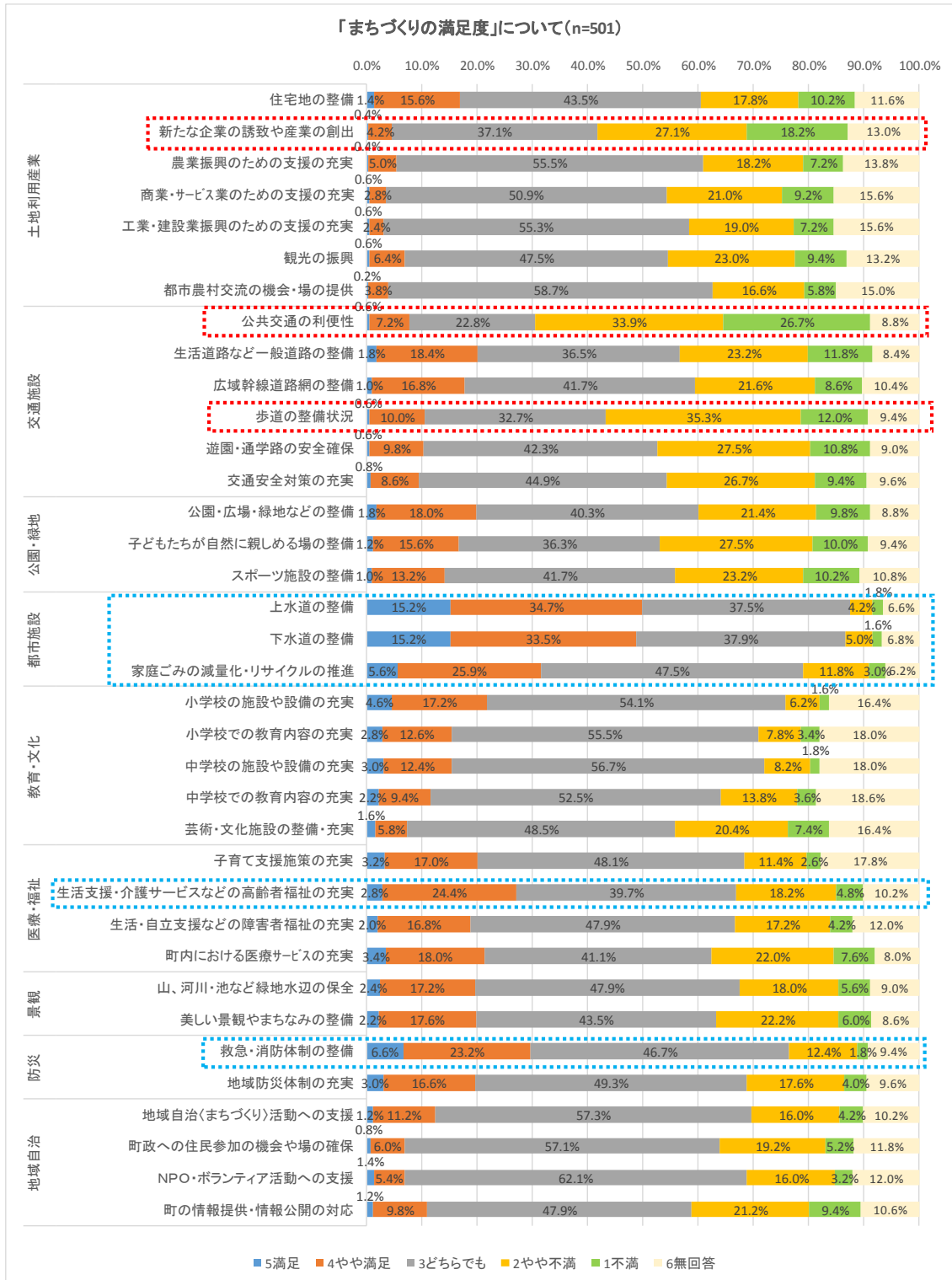


出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

第5章 住民意向

(1) まちづくりの満足度

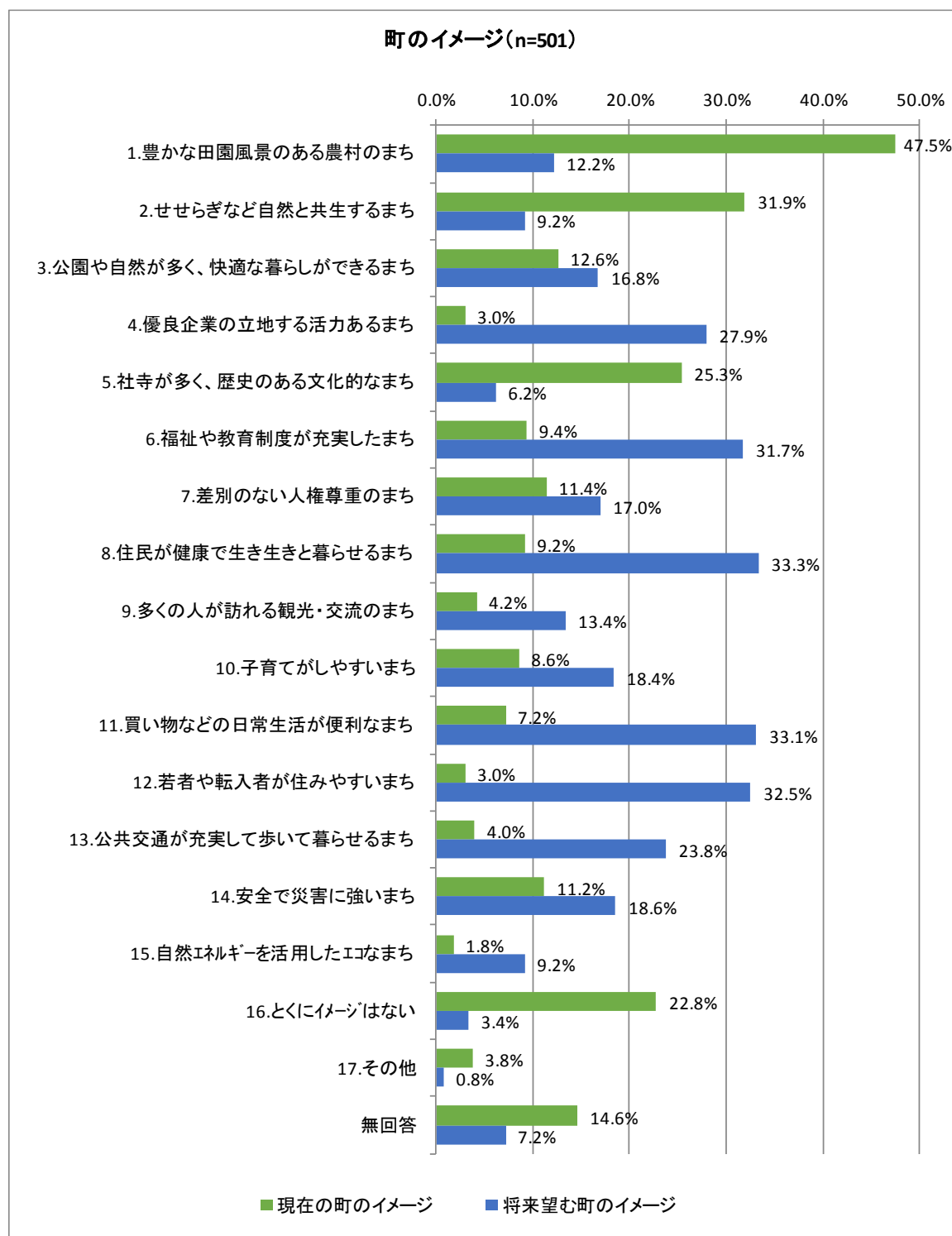
- まちづくりの満足度では、上下水道やごみ減量化、高齢者福祉、救急・消防体制などへの満足度は高い一方、公共交通や歩道整備、企業誘致などへの満足度が低くなっています。



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

(2) 町のイメージ

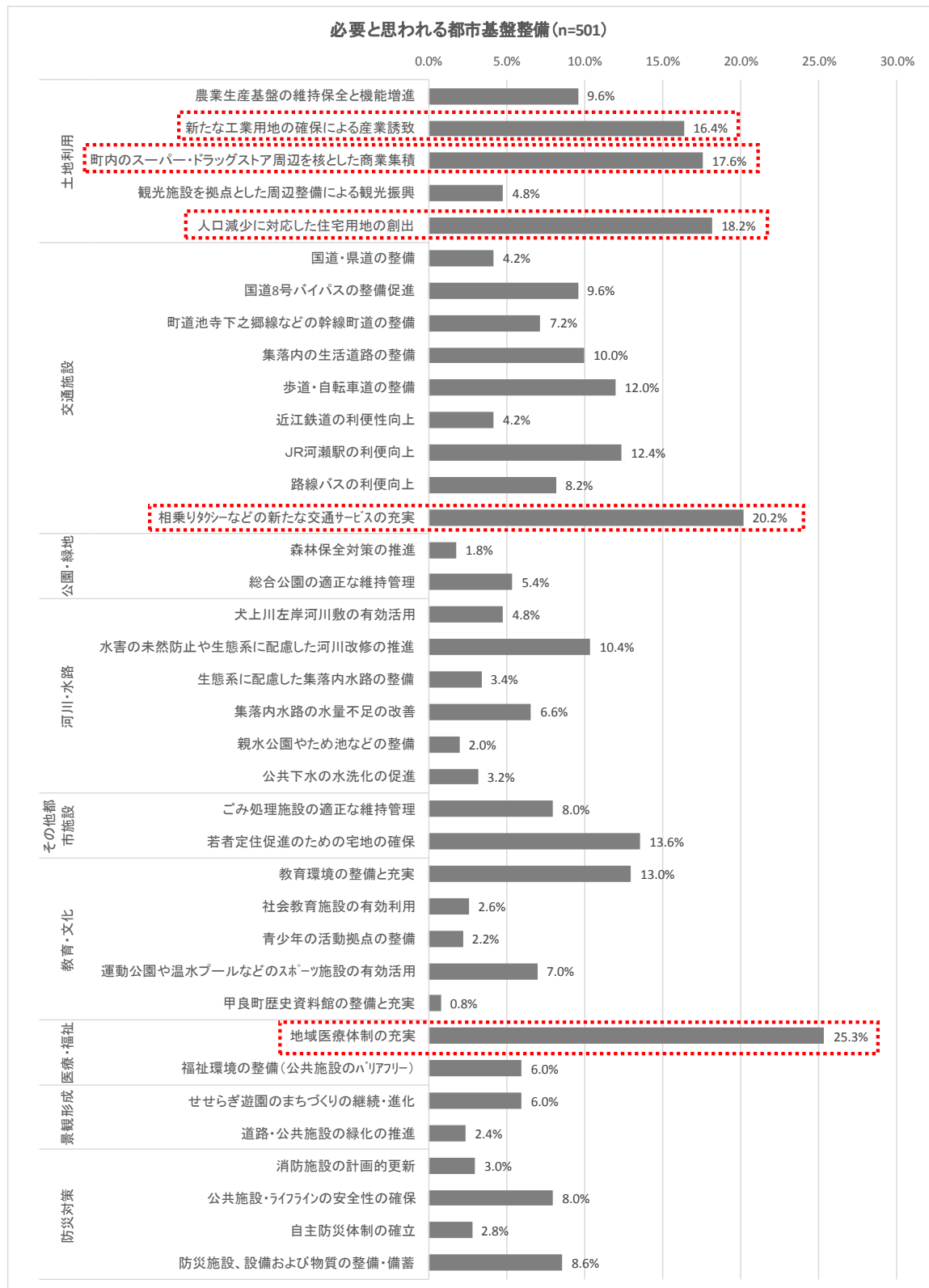
- 現在のまちのイメージは、「豊かな田園風景のある農村のまち」や「せせらぎなど自然と共生するまち」が多くなっています。
- 将来望むまちのイメージは、「住民が健康で生き生きと暮らせるまち」「買い物などの日常生活が便利なまち」「若者や転入者が住みやすいまち」が多くなっています。



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

(3) 今後重要な都市基盤整備

- 今後重要と考える都市基盤は、「地域医療体制の充実」が最も高く、次いで「新たな交通サービスの充実」「住宅用地の創出」「商業集積」「産業誘致」等となっています。



出典：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

第6章 都市の将来像及び基本方針

1 まちづくりの目標

1-1. まちの将来像

甲良町都市計画マスタープランのまちの将来像を以下の通り設定します。

多世代が安心して暮らせる 田園とせせらぎの美しいまち

甲良町新総合計画では、伝統的田園景観が残されるなかで、町民みんなが仲良く、楽しく、幸せを実感しながら暮らせることが、豊かさであるとして、町の将来像を「-森と琵琶湖を結ぶ- 笑顔で暮らせる豊かな農村」と定めています。

甲良町は、地域と人とのつながりや、子どもたちを見守る雰囲気など、地域への愛着を持ったコミュニティが今でも残っています。

また本町では、これまで、住民主体の「せせらぎ遊園のまちづくり」として、生態系の保全、親水公園の整備、緑化・花による水辺の環境美化などにより、せせらぎの美しい田園風景をつくりあげてきました。

一方、少子高齢化とともに、人口減少が進んでおり、雇用機会や住宅・住宅用地の不足により、若者層や子育て世代の流出が課題となっています。人口の減少は、基幹産業である農業の担い手の不足とともに、農地保全が難しくなり、甲良町の田園風景を後世に伝えることも課題となります。

このため、本計画では、豊かな自然環境・農村景観が守られる中で、若者から高齢者までの定住を支える都市基盤の整備により、安全・安心なまちづくりを進めます。その際には、湖東定住自立圏での広域的な都市機能と連携した生活しやすいまちづくりや、高齢者や子育て世代などが生活の満足感を得ることができるソフト施策の整ったまちづくりを進めます。

1 - 2. まちづくりの目標

① 少子高齢化社会へ対応したまちづくり

本町では少子高齢化が進行しており、高齢者や子育て世代が暮らしやすい都市環境をつくる必要があります。

このため、ユニバーサルデザイン（段差がないなど）による公共施設の整備や高齢者・子育て世代等のニーズに応じた新しいサービスの提供を進めます。

② 若者の定住促進のためのまちづくり

本町の人口は、昭和 60 年付近をピークに減少傾向が続き、近年は、転出者数が転入者数を上回り、人口減少の傾向はさらに加速すると予想されます。

このため、若い世代にまちに住み続けてもらえる都市環境をつくる必要があります。町内に不足している若い世代向けの住宅・住宅地の確保や、就業の場となる産業の誘導、安心して子育てができる小中学校における教育環境の充実、新しい自主的な活動組織によるまちづくりなどを進めます。

③ ひとの賑わいをつくるまちづくり

甲良町への定住人口を増やすためには、甲良町へのひとの流れ・交流機会を増やすことが必要となります。

このため、本町の魅力を伝える西明寺や町立図書館などの歴史・文化資源、道の駅せらぎの里こうら、地域の拠点（大字在土の藤堂高虎ふるさと館・和の家、大字長寺西のゆすのだいどこ、大字金屋の野幸など）を活かして、関係人口※の増加を図ります。

また、交流や憩いの拠点となる総合公園や各集落に整備された農村公園などの適正な維持管理と活用の促進を図ります。

※「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。

④ 人と豊かな自然環境とが共生できるまちづくり

本町は、平坦部の農地の大半は水田で、町の景観・産業の中心となっています。

こうした優良農地の保全を図るとともに、せせらぎ遊園のまちづくりを継続・発展させ、地域住民のみならずの都市の人々が甲良町の農村の価値を見いだす場として、農地の教育・交流への活用や美しい農村景観の維持を進めます。

また、犬上川や湖東県立自然公園に指定されている森林など、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐとともに、地震や風水害などに対応した安全性の高いまちづくりを進めます。

⑤ 広域連携に配慮したまちづくり

甲良町、愛荘町、豊郷町、多賀町および彦根市からなる湖東圏域は、通勤・通学、買い物、医療施設などの面で、彦根市を中心とした生活圏を形成しています。

人口減少時代においては財源の制約により、全ての公共サービスを町単独で提供することは困難となっています。

現在、国道８号バイパス（彦根～東近江）の道路計画の検討が進むなど、彦根市との渋滞を緩和する道路整備の動きもあり、通勤や買い物等の日常生活における円滑な移動の向上も期待できます。

このため、近隣自治体と形成している湖東定住自立圏における連携を強化し、町が単独で行う都市施設の整備・運営と広域連携によって対応するものとを組み合わせ、都市的機能の提供を図ります。

⑥ ハード・ソフト分野が連携したまちづくり

少子高齢化が進み、今後、子育て世代の定住促進が望まれる甲良町では、様々な都市的機能を確認するだけでなく、都市施設を利用しにくい人々にも、効果的に活用してもらうための仕組みが必要となります。

甲良町では、予約型乗合タクシー「愛のりタクシー」が導入されていますが、例えば、買い物弱者向けの生活支援宅配サービスや、ハザードマップの活用による防災対策など、ソフト分野からの都市的サービスの充実も重要となります。

このため、都市施設整備等に加え、その活用に向けたソフト施策と連携したまちづくりを進めます。

2

主要指標の設定

人口、産業別就業者、産業規模については、国土利用計画などの関連計画との整合を図りながら、次のように設定します。

■計画における主要指標

区分	単位	実績値		推計値		備考
		平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 40 年 (2028 年)	平成50 年 (2038 年)	
総人口	人	7,500	7,039	5,973	5,166	総務省「国勢調査」 ※総数には分類不能を含むため、年齢階層別人口の合計とは合わない。 推計値は甲良町人口ビジョン
年少人口	人	1,009	926	705	639	
生産人口	人	4,569	4,009	3,195	2,662	
高齢人口	人	1,919	2,098	2,073	1,865	
世帯数	世帯	2,320	2,310	1,958	1,694	H27年平均世帯人員(3.05)より算出
就業者数		平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 40 年 (2028 年)	平成50 年 (2038 年)	
就業者数総数	人	3,374	3,285	2,721	2,321	総務省「国勢調査」 ※総数には分類不能を含むため、第一次・第二次・第三次産業の合計とは合わない。
第一次産業	人	61	137	113	97	
第二次産業	人	1,355	1,252	1,037	884	
第三次産業	人	1,822	1,695	1,404	1,197	
工業		平成 22 年 (2010 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 40 年 (2028 年)	平成50 年 (2038 年)	
製造品出荷額等	百万円	56,744	37,617	50,522	53,964	県統計課「工業統計調査結果報告書」
商業		平成 19 年 (2007 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 40 年 (2028 年)	平成50 年 (2038 年)	
年間商品販売額	百万円	2,844	3,855	2,989	2,691	経済産業省「商業統計」

注 1：総人口の推計値は、甲良町人口ビジョン（平成 28 年 2 月）より推定。

注 2：世帯数の推計値は、平成 27 年の平均世帯人員（3.05 世帯）より推定。

注 3：就業者数総数の推計値は、平成 2・7・12・17・22・27 年の国勢調査を基に回帰計算により算出。第一次・第二次・三次産業別は、平成 27 年の総数に対する割合を用いて算出。

注 4：製造品出荷額等の推計値は、平成 6 年～平成 26 年の工業統計を基に回帰計算により算出。

注 5：年間商品販売額の推計値は、平成 6・9・11・14・16・19・26 年の商業統計を基に回帰計算により算出。

甲良町の将来の地域構造の考え方を次のように設定します。

《2つの交通軸》

町内から周辺地域への交通ならびに通過交通と域内交通を整序するため、広域交通軸と地域交通軸の2つの交通軸を位置づけます。

◇広域交通軸

- ・国道8号と国道307号の間を東西に結ぶ東西軸、ならびにこれと直交し町のほぼ中央を南北に縦断する南北軸を広域的な自動車交通を処理する「広域交通軸」として位置づけ、円滑な地域活動を支える道路整備を進めます。
- ・今後、国道8号バイパス（彦根～東近江）の道路計画が進展した場合には、新たな広域交通軸として位置づけ、沿道土地利用も含めた整備を進めます。
- ・また、町の北側を東西方向に走る町道を、「補完軸」として位置づけ、これらの広域交通軸の機能を補います。

◇地域交通軸

- ・13の集落間をつなぐ集落間・集落内道路を「地域交通軸」として位置づけ、歩行者・自転車による地域交通を優先した整備を進めます。

《3つの環境域》

本町の自然環境の保全・再生を展開してくため、町域を大きく3つの区域に区分して、それぞれに水の環境域、山の環境域、農の環境域を位置づけます。

◇水の環境域

- ・犬上川とその左岸の樹林地を「水の環境域」として位置づけ、環境美化に努めるとともに、人と自然と親しむことのできる場として活用を図ります。また、町内の各集落を繋ぐように流れる河川・水路を「水の環境軸」として位置づけ、豊かな自然生態系を備える水辺環境のネットワークを形成します。

◇山の環境域

- ・湖東県立自然公園や風致保安林などに指定されている町の南東部に広がる山林部分は、「山の環境域」として位置づけ、開発の抑制を図るとともに、貴重な自然環境として維持管理を進めます。

◇農の環境域

- ・集落営農を基本とした農業が行われている田園部分を「農の環境域」として位置づけ、農地の保全と農業の活性化を図ります。

《まちづくりの拠点・エリア》

2つの交通軸と3つの環境域を地域基盤として、まちづくりの機能の集積・強化を図る拠点と、機能の維持・充実・活用を図るエリアを位置づけます。

まちづくりの拠点

◇まちの中心地

- ・位置的にも町の中央部にある町役場周辺を「まちの中心地」として位置づけ、役場をはじめとする町の公共・公益施設や商業施設、医療・福祉施設などの集積を図ります。

◇交流拠点地

- ・道の駅せらぎの里こうら周辺は、観光客や住民の交流を深める「交流拠点地」として機能の強化を図ります。
- ・在土、金屋、長寺西において拠点整備を行い、集落の活性化を図ると共に、各拠点をつないで関係人口の増加を図ります。

◇産業集積地

- ・西ヶ岡山林の一部を「産業集積地」として位置づけ、観光業を含めた全ての産業に対して利活用を図ります。

◇文教拠点地

- ・甲良町立図書館および甲良町総合公園の周辺を「文教拠点地」として位置づけ、文化・教養・スポーツを通じた町民の交流の場としての活用を図ります。

◇公共交通の拠点

- ・尼子駅周辺は、彦根市へのアクセスなど、利便性の高いまちづくりの「公共交通の拠点」として位置づけ、新たな住宅や就労の場の誘導を図ります。

まちづくりのエリア

◇水と緑の集落地

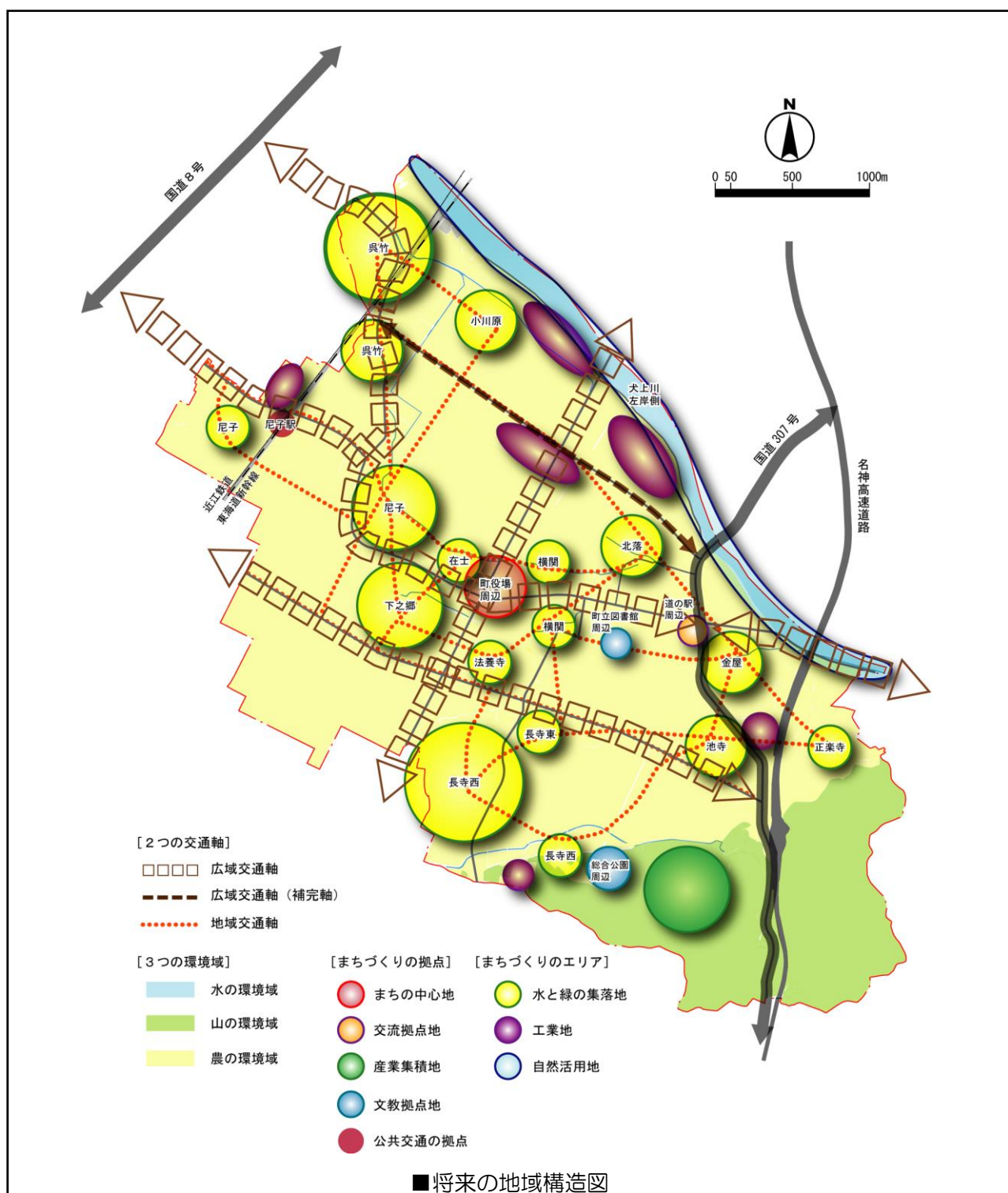
- ・町の個性でもあるそれぞれに独立した13の集落を基本として、その周辺部分を含めた区域を「水と緑の集落地」として位置づけ、美しい農村集落の形成を図ります。

◇工業地

- ・集落とは離れた既存の工業用地を「工業地」として位置づけ、産業機能の維持・充実を図ります。

◇自然活用地

- ・犬上川左岸域を「自然活用地」として位置づけ、河川を活かした野外活動、レクリエーションの場として活用を図ります。



第7章 まちづくりの方針

1 土地利用の方針

(1) 基本方針

① 農地の保全と有効活用

- ・甲良町の農用地は町域の約5割を占めており、集落営農を基本とした農業が行われています。また、農地は食糧生産や環境保全の場として保全していくべきとの住民の声もあります。
- ・既存の集落地とその周辺部を除く大半の空間を、ほ場整備事業により整備したことにより、新たな用地需要に応える余地が非常に限られています。
- ・このため、新たな用地需要との調整を図りながら、優良農地の保全を図ります。

② 防災、環境保全、景観形成上重要な森林の保全

- ・町の南東部に広がる森林は、湖東県立自然公園のほか、西明寺を含む一帯が風致保安林に指定されています。
- ・これらの森林は、防災、環境保全、景観形成上、貴重な緑の森であり、原則として開発を抑制し、保全に努めます。

③ 若者の移住・定住を図る住宅用地の創出

- ・甲良町は定住人口の減少が進んでいますが、集落周辺の農地は農用地区域に指定された結果、新たな住宅用地を確保することが難しい状況にあります。
- ・住民意向からは、人口減少に対応した住宅用地の確保が重要と考えられており、若い世代や新規転入者を対象とした新たな住宅・住宅用地の創出を進めます。

④ 町内就業の向上を図る新たな産業拠点の形成

- ・甲良町常住者の約6割が彦根市等の周辺都市に通勤しています。町内の就業は、周辺市町と比較して、「建設業」に就業する人の割合が高いですが、零細な中小企業が大半となっています。
- ・住民意向からも新たな企業誘致が重要と考えられており、今後は、産業誘致によって雇用を拡大し、町民の町内就業の向上を図っていくことが重要となっています。
- ・西ヶ岡山林に民間から寄付された用地（約28.9ha）を活用し、産業集積地としての開発を促進します。

⑤ 日常生活の利便性を向上する商業・業務機能の維持

- ・町内にはスーパーが1軒あるのみで、彦根市や豊郷町、愛荘町などへ消費が流出しています。
- ・町の将来イメージでは「買い物などの日常生活が便利なまち」も多く望まれています。
- ・このため、町役場を中心とした業務機能の集積を図るとともに、現在立地している商業施設の維持を促します。

(2) 主要な土地利用の配置の方針

1) 農地系ゾーン

- ・ほ場整備事業により整備された水田については、無秩序な農地転用は抑制し、生産性の高い優良農地の積極的な保全を図ります。
- ・水田では、環境保全と生産性を両立させることのできる環境保全型農業の推進を図り、持続可能な農業の実現を目指していきます。
- ・さらに、既存集落に近接する農地ならびにほ場整備された農地の一部をまちの魅力づくり、活力向上に活かす農地として位置づけ、教育的機能（子どもたちの農業学習の場）、野生生物の多様性を守る機能（ため池などを活用したビオトープ）、交流機能（都市住民との交流の場）など、農地が備える多面的機能を高める活用を進めます。



大字在土の農地

2) 森林系ゾーン

- ・町の南東部に広がる森林（県立自然公園、風致保安林等）の水源かん養や災害防止等の公益機能の維持を図るとともに、森林の持つ保健休養の機能の維持に努めます。
- ・森林の植生は、町に残された貴重な緑の森となっています。西明寺、勝楽寺などの歴史的景観を形づくる貴重な自然環境として維持管理を進めます。
- ・また、保安林として指定されている区域や土砂災害危険箇所等については、市街化を抑制します。



大字池寺の森林

3) 住居系ゾーン

- 既存集落地については、集落の安全性や快適性を高めるための整備を進めます。
- 農村集落の良さを活かして良好な居住環境を育てるため、美しい景観を保全・再整備していきます。
- 世帯分離や新規居住者の定住にともなう新たな宅地需要に応えるため、既存集落内の空き地や空き家、集落に隣接する農地を活用し、若者世帯や新住民用の住宅地の誘導を図ります。
- また、空き家バンクの運営により、地域の空き家を若者等の移住・定住促進などに有効活用を図ります。
- 空き家のリノベーションなどにより、地域の観光や交流拠点の創出を推進すると共に、積極的なPRを進めます。

※リノベーション：既存の建物に大規模な工事を行うことで、性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすること。古民家を活用した大字在士の藤堂高虎ふるさと館・和の家や大字長寺西のゆずのだいどこ、大字金屋の野幸などがあります。



大字尼子の集落

4) 産業系ゾーン

- 既存の工業用地については、周辺の自然環境、営農環境との調和が図られるよう、緑地帯の維持管理などを進めます。
- また、西ヶ岡山林の一部（町有地、約 28.9ha）は、町内でも新たな用地需要に応える重要な用地となっています。このため、名神高速道路の湖東三山スマートインターチェンジへのアクセス性なども活かし、周辺の森林との調和を図りつつ、産業集積地として開発を進めます。



大字北落の工業用地

5) 商業・公共施設ゾーン

- ・役場、甲良町公民館、保健福祉センター、甲良町コミュニティ消防センターおよび、町の商業の核となるスーパーなどが集中立地する役場周辺は、住宅など周辺環境との調和を図りながら、町の公共・公益サービスの中心拠点として、公共・公益施設の整備を図ります。
- ・また、「道の駅せせらぎの里こうら」周辺地は、観光客や住民の利用を想定した交流拠点としての機能充実を図ります。



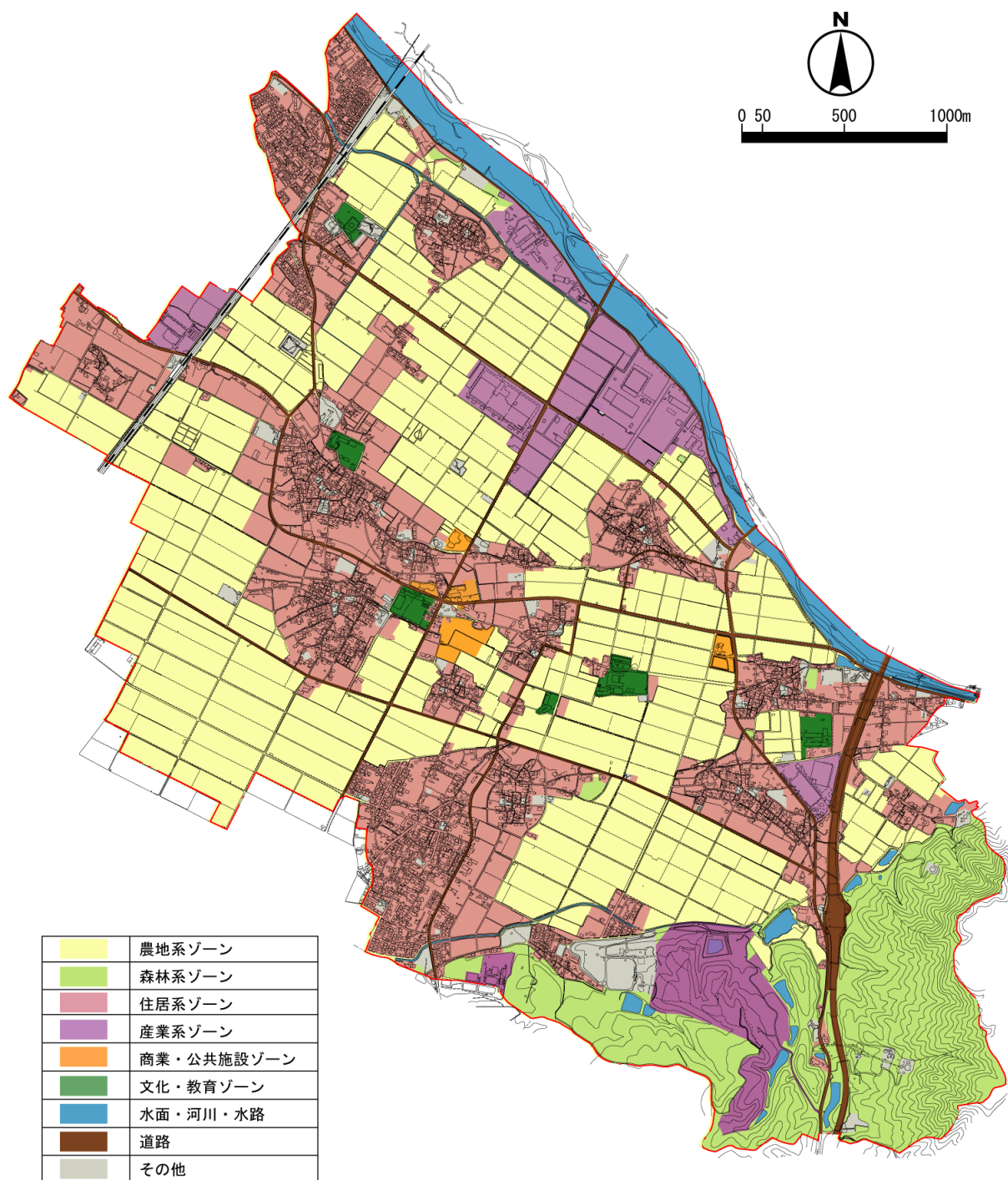
大字在土の商業施設

6) 文化・教育ゾーン

- ・小学校（甲良東小学校、甲良西小学校）、甲良中学校、保育センター（甲良東保育センター、甲良西保育センター）、滋賀県立甲良擁護学校、甲良町立図書館などの文教施設の周辺は、文化・教育の拠点として、教育環境の充実と適正な維持管理を図ります。
- ・また、甲良町三大偉人の啓発に取り組んでいきます。



町立図書館（大字横関）



■土地利用方針図

2 都市施設整備の方針

2-1. 交通施設整備の方針

(1) 基本方針

① 広域と連携する道路網の整備充実

- ・国道 8 号が町西側に近接しているほか、国道 307 号が町の東を南北に縦断しています。このほか、主要地方道や 5 つの県道が、町の道路網の骨格となっています。
- ・幹線道路で歩道・自転車道が整備されていない箇所があり、住民の満足度は低く、また、集落地の生活道路は、幅員が狭い道路も多くあります。
- ・今後は、湖東定住自立圏などの広域連携が重要性を増していくことを踏まえ、道路網の効果的な整備・充実を進め、町内外との連携の向上を図るとともに、歩道・自転車道の整備による安全な道路整備を進めます。

② 高齢者等に配慮した公共交通の充実

- ・甲良町は少子高齢化が進んでおり、高齢化率も平成 27 年時点で約 3 割と高くなっています。交通弱者の対応として、予約型乗合タクシー「愛のりタクシー」の導入なども実施していますが、住民の公共交通の利便性への満足度は低くなっています。
- ・今後は、予約型乗合タクシーなどの路線の充実や、尼子駅の適正な運営・管理等により公共交通の利便性の向上を図ります。



尼子駅

(2) 整備方針

① 道路網の体系的整備

1) 主要幹線道路

- ・国道 8 号バイパス（彦根～東近江）の道路計画の早期の着工を促すとともに、今後の国道 8 号バイパスの整備を踏まえた道路網の見直し及び、沿道土地利用の方針についての検討を進めます。
- ・また、国道 307 号の歩道整備を関係機関に対して要請していきます。

2) 幹線道路

- 地域内から主要幹線道路へ流れる交通を担い、主要幹線道路に準じる規格を備えた県道（県道北落豊郷線、県道高宮北落線）の未改良区間の整備について、関係機関に対して要請していきます。
- 主要地方道彦根八日市甲西線の在土・法養寺及び、県道敏満寺野口線の出町において、通学路の安全確保のための交差点改良と歩道の整備について、関係機関に対して工事着手、早期完了を要請していきます。
- また、県道甲良多賀線は、歩道の整備について、関係機関に対して要請していきます。

3) 補助幹線道路

- 幹線道路と同様に、地域内から主要幹線道路へ流れる交通を担う町道の維持に努めます。

4) 地域内道路

- 町道池寺下之郷線（甲良町池寺～甲良町下之郷）の改良整備を進めます。
- また、生活道路は集落からの要望に応じて改良整備を進めるとともに、4.0m以上の幅員を確保していきます。



八幡神社前の石張り舗装

②安全でうるおいある道路環境の整備

1) 歩道・自転車道の整備

- ・幹線道路では、安全かつ快適な通行ができるよう、歩道・自転車道の整備を進めます。

2) 幹線道路における環境整備

- ・沿道の景観形成を進めるために、交差点付近などでの見通し確保、安全性に配慮しつつ、幹線道路においては、可能な限り道路には植栽を行い、うるおいある道路整備を進めます。

3) 地域内道路における環境の適正な維持管理

- ・せせらぎ遊園事業等により整備されたポケットパーク、親水空間等の適正な維持管理に努めます。

4) 全ての人に優しい歩行環境整備

- ・ユニバーサルデザイン（段差がないなど）による歩道の設置など、すべての人々にとって安全で使いやすい道路整備を進めます。

③公共交通の利便性の向上

1) 鉄道の利便性向上

- ・近江鉄道をより利用しやすくするため、近江鉄道本線の近代化設備整備を促進します。
- ・近江鉄道尼子駅舎や駐車場、駅前親水公園などの適正な維持管理を図ります。
- ・また、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想の推進を図ります。

2) 予約型乗合タクシーの利便性向上

- ・徒歩等での移動が困難な遠隔地への移動手段として、現在運行している予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）の拡充やタウンバスなどの新たな運行などについて検討を進めます。

3) 路線バスの利便性向上

- ・湖国バス甲良線の西明寺までの延伸などの検討を進め、町民や観光客の利用促進を図ります。



2-2. 公園・緑地整備の方針

(1) 基本方針

① レクリエーション交流拠点の形成と連携の促進

- ・町民が憩える公園・緑地等は、都市公園として甲良町総合公園、呉竹児童公園があります。
- ・また、せせらぎ遊園のまちづくりとして整備された親水施設・農村公園などが各集落にあります。
- ・今後は、総合公園や親水施設等の適正な維持管理やレクリエーションニーズに応じた施設の充実等を図ります。



農村公園（高虎公園）

(2) 整備方針

① 森林の保全

- ・町の南東部に広がる森林については、水源かん養、土砂流出防止などの公益的機能を高度に発揮させるための適正な管理を推進し、その保全を図ります。

② 総合公園等の適正な維持管理

- ・住民のスポーツレクリエーションニーズに応えるため甲良町総合公園、呉竹児童公園の施設の適正な維持管理とともに、利用の促進を図ります。

③ 農村公園の適正な維持管理

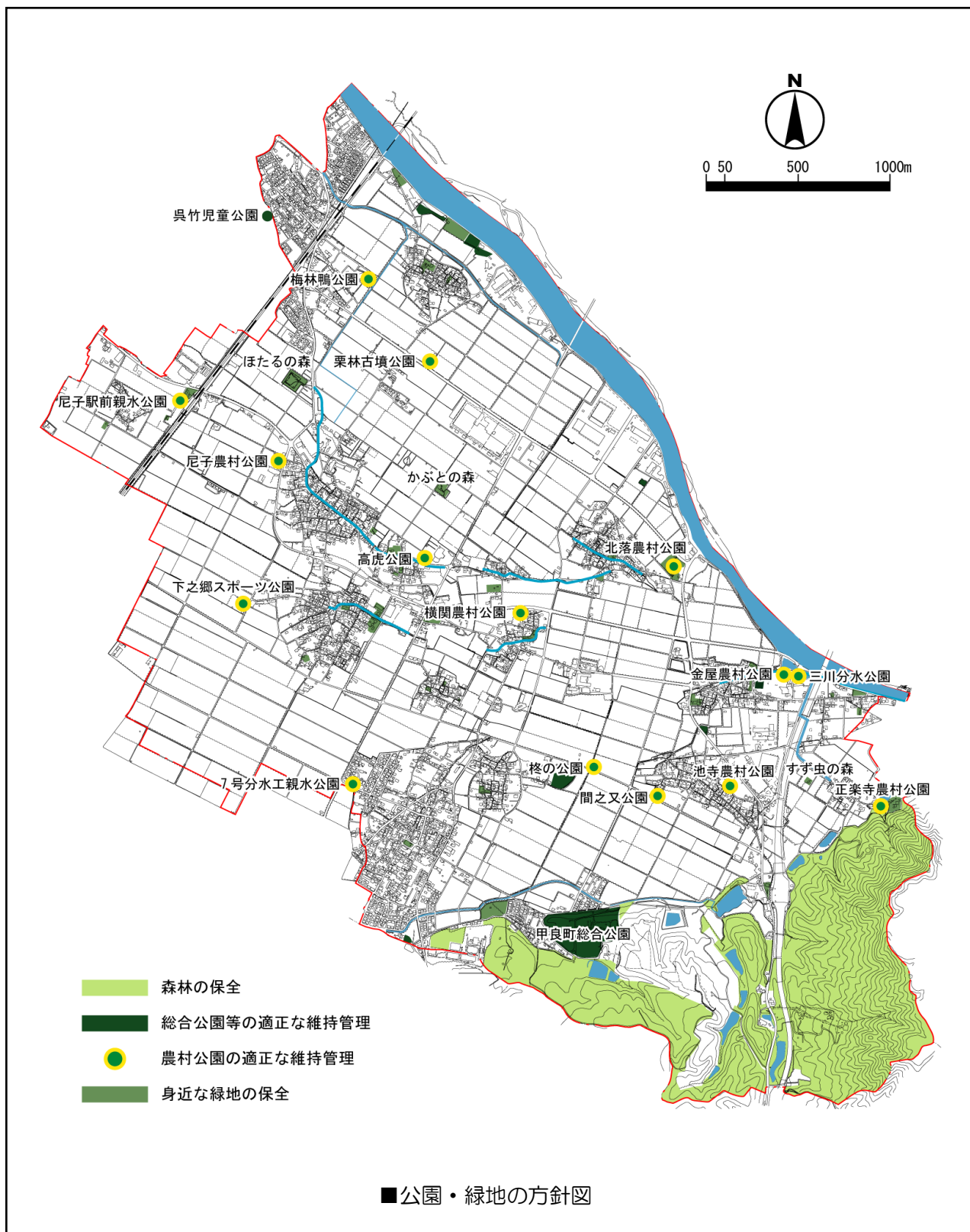
- ・各集落に整備が進められてきた農村公園・農村広場は、町と集落の連携による適正な維持管理を図るとともに、より有効に活用されるよう必要な整備を進めます。

④ 身近な緑地の保全

- ・集落地内ならびに集落地の周辺に残されている緑地（ほたるの森、かぶとの森、すすむしの森等）の保全を図ります。

⑤緑のネットワークの適正な維持管理

- ・各集落や公園・緑地をつなぐ道路脇や小河川・水路脇の植栽について、除草や伐採などの維持管理を図ります。



2－3．河川・水路整備の方針

（１）基本方針

① うるおいある水環境の管理

- ・甲良町には、一級河川の犬上川、四の井川、正楽寺川、南川が流れています。犬上川には、夏のシーズには鮎釣りなどで多くの方が訪れています。
- ・また、犬上川の水を金屋頭首工で取水して各集落へ導水する幹支線水路があり、古くは農業用水としてだけでなく生活用水として活用されてきました。南東部の山地には、農業用に活用されているため池がいくつか存在します。
- ・一方、早期に完成した農業用排水施設等の一部には老朽化に伴う漏水等が発生しています。
- ・今後は、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた事業を推進するとともに、施設の維持管理を図ります。



犬上川

（２）整備方針

①河川の維持管理の推進

- ・整備された河川管理施設の機能を発揮させるため、河道内の竹林伐採や河川管理施設の点検等を進めます。

②集落内水路の維持管理の推進

- ・ほ場整備事業によって整備された農業用排水路は、経年による老朽化が徐々に進行していることから、漏水対策を進めます。

③ため池の維持管理・改修

- ・野生生物の多様性確保などを目的として、ため池を活用したビオトープ（生物生息空間）の整備を進めます。
- ・重要水防ため池（堤防が決壊すれば人家・公共施設等に被害を及ぼす可能性があるため池）は、土砂災害の恐れがある箇所について調査を進め、ハザードマップに基づき、必要に応じて、順次改修を進めます。

④河川の水質浄化

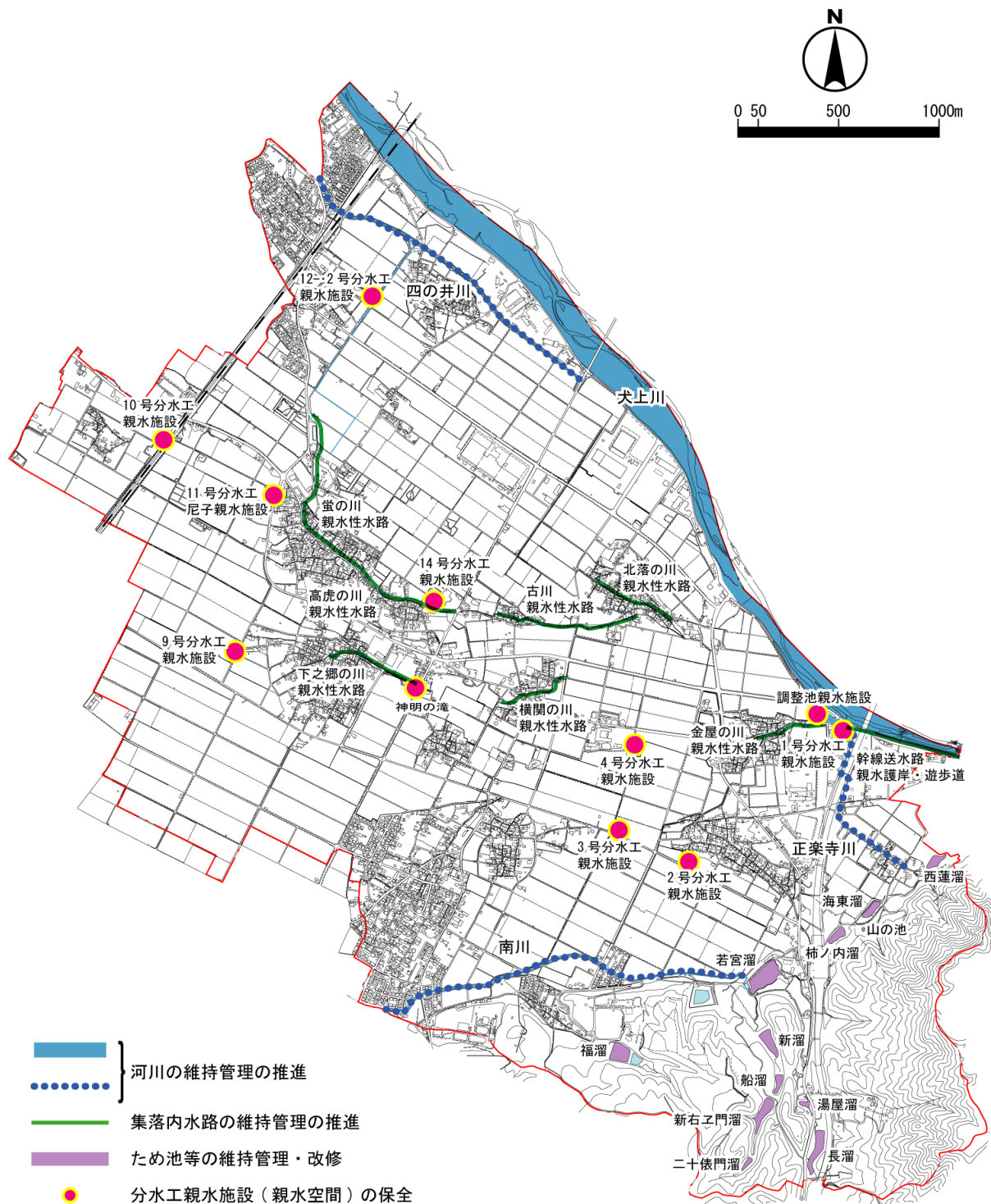
- ・下水道の水洗化とあわせて、生活雑排水による河川汚濁を防止するなどにより、河川の水質浄化を進めます。

⑤親水空間の保全

- ・豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、犬上川等の河川空間の維持、保全を図るとともに、ごみの不法投棄などへの対策を進めます。
- ・せせらぎ遊園として整備された親水空間（野生生物の生息域、子どもたちの遊び場、自然学習の場等）のPRを進め、ボランティアや企業、集落などの多様な主体との連携により、良好な状態に維持管理・保全します。



大字金屋の親水性水路



■河川・水路の方針図

2－4．その他の都市施設整備の方針

(1) 整備方針

①下水道水洗化の推進

- ・美しい水環境での暮らしのため、下水道の水洗化の普及促進に努めます。

②教育・文化施設の適切な維持管理

- ・地元のために貢献できる人材を育成できる場として、小中学校等の施設の維持管理、適切な運用に努めます。
- ・総檜造りの旧甲良東小学校を移築して開設された図書館（学び舎）は町指定文化財であるため、適切な保存に努めます。

③道の駅せせらぎの里こうらの活用

- ・農業振興の拠点としての活用に加え、若者向けのイベントの開催や道の駅で観光から移住・定住までを総合的にサポートするための機能強化を図ります。

④湖東定住自立圏としての都市施設の整備・維持管理

- ・汚物処理場（湖東広域衛生管理組合し尿処理場）、廃棄物処理施設（湖東広域衛生管理組合リバースセンター）、医療・社会福祉施設（くすのきセンター）、火葬場（紫雲苑）などの適正な維持管理への連携を図ります。

3 景観形成の方針

(1) 基本方針

① 豊かな農村景観の形成

- ・ 町土の大半を占める農地は、集落営農を基本とした農業が行われており、今後も生産性の高い農業を営む農用地としての環境に配慮した保全が求められます。
- ・ また、約5割の住民が現在の町のイメージとして、「豊かな田園風景のある農村のまち」をあげており、水田と集落からなる景観は、甲良町の景観を象徴するものとなっています。
- ・ 今後は、優良農地については原則的に保全を図るとともに、“せせらぎ遊園のまちづくり”の実績を活かしながら、美しい農村景観の形成に取り組みます。



大字池寺の農村風景

(2) 整備方針

① 景観形成ガイドラインの検討

- ・ 豊かな農村景観の形成に向けて、具体的な整備のための事業指針となるガイドラインの策定について、検討を行います。

② 近隣景観形成協定締結の促進

- ・ 「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」に基づく、近隣景観形成協定の策定を促すなどにより、各集落での景観形成の推進に努めます。

③ 幹線道路沿道の景観形成

- ・ 国道 307 号（沿道景観形成地区）は、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」に基づき、沿道の状況に配慮した景観の形成を図ります。

4 防災対策の方針

(1) 基本方針

① 安全で災害に強いまちづくり

- ・東日本大震災や台風による豪雨災害などを契機として、防災や減災に対する意識が変化してきました。
- ・甲良町では、犬上川が特に重要な水防区域と位置づけられているとともに、土砂災害警戒区域等が南東部の山間部に指定されています。また、役場本庁舎や中学校をはじめとして公共施設の老朽化の進行も見られます。
- ・今後は、自然災害等に強い道路・河川・排水施設等の整備やインフラ施設の耐震対策など、災害に強いまちづくりを進めます。

(2) 整備方針

①ハザードマップの更新による災害予防

- ・ハザードマップ（土砂災害、地震、溜池）の更新を行うとともに、地域住民に対し情報提供を進めながら災害に対する理解を深めます。

②建築物の耐震化の促進

- ・耐震化未実施の施設については、現在の利用状況や今後の利用方針も踏まえ、耐震化を進めます。

③公共建築物・インフラ施設の耐震化

- ・災害時に避難場所となる公共建築物については、耐震・耐火性の強化促進を図ります。
- ・インフラ施設については、上水道施設（配水池・浄水場）や送・配水管路などの耐震化を進めます。

④道路・橋梁の診断・修繕

- ・道路、橋梁などの定期的な点検調査を進めるとともに、「道路舗装修繕計画」および「道路付属物修繕計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適切な維持更新を進めます。

⑤防災拠点となるオープンスペースの確保

- ・地震、災害時の安全を確保するため、集落地内の避難地、消防拠点となる公園やグラウンドなどのオープンスペース（公開空き地）を確保します。
- ・産業廃棄物及び一般廃棄物の一次保管場所を町有地、ならびに民有地を活用して確保します。

⑥緊急輸送道路の確保

- ・大規模災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、防災拠点や緊急輸送道路の整備を促進します。

⑦空き家対策の推進

- ・少子高齢化に伴い、今後、増加が推察される空き家は、防犯、景観、衛生などの観点から、その活用・除去などの対策を進めます。

第8章 計画の推進方策

都市計画マスタープランの実現に向けては、次のような取り組みを行っていきます。

(1) まちづくり推進体制

① 町民との協働（むらづくり委員会、集落ミーティング）

- 本町では、まちづくり推進の基本として、「住民主体のまちづくり」と「人権尊重のまちづくり」をまちづくりの2本柱として掲げています。
- 本計画で定めた町の将来像を具現化していくためには、住民と行政の協力関係が構築されなければなりません。
- 各集落ではそれぞれに「むらづくり委員会（まちづくり委員会）」が設置され、個性ある集落の地域づくりが実施されています。一方、住民主体のまちづくり活動が活発になるにつれて、負担となっているとの意見も見られます。
- このため、若い世代などの新たな価値観やライフスタイルに配慮しつつ、人材の発掘や育成を図り、協働によるまちづくりを推進します。
- また、集落ミーティングや広報等を通じて都市計画行政への理解を深めます。

② 近隣市町との連携（湖東定住自立圏）

- 甲良町は、彦根市が中心市となり、愛荘町、豊郷町、多賀町と1市4町により「湖東定住自立圏」を形成しています。「湖東定住自立圏形成協定」に基づき、医療連携や予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）の運行など、彦根市ならびに愛荘町、豊郷町、多賀町との連携を図りつつ、人口定住のために必要な生活機能の確保を目指します。

③ 都市住民との連携

- 人口減少が進む甲良町において、地域の良好な環境保全の担い手の確保や、新たな若い世代の定住の促進に向けて、田園回帰へのニーズの高まりなどを契機とした交流人口や関係人口の構築を進めるなど、新たなまちづくりの仕組みづくりに向けた情報発信に取り組めます。

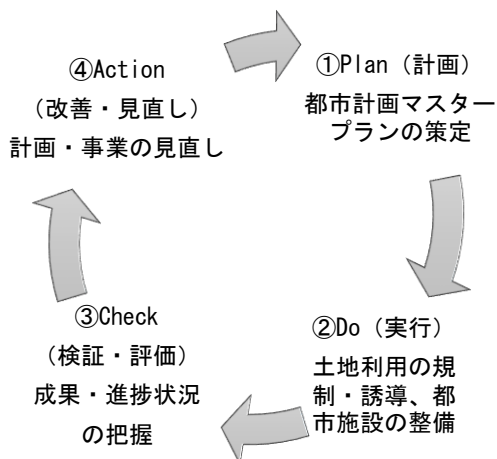
(2) 都市計画の見直し

①計画の進行管理（PDCAサイクル）

- 本計画の着実な実現を図るため、その達成状況について進行管理を行います。
- 進行管理にあたっては、PDCA サイクルにより、計画に基づく各種施策の実行と、その結果である地域の状況を点検・評価し、必要に応じて計画・事業の見直しを行いながら、計画の推進を図ります。

※PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証・評価）、Action（改善・見直し）

- 計画の見直しに際しては、ワークショップなど住民参加による検証・評価に努めます。



②計画の見直し（社会情勢の変化、上位計画の改定）

- 本計画は、概ね 20 年後の都市の将来像を見据え、10 年程度の期間として取り組むべき内容を方針として定めています。このため、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、概ね 10 年後を目処に見直しを行います。
- また、「甲良町新総合計画」「甲良町国土利用計画」「甲良町農業振興地域整備計画」などの町の上位関連計画や、滋賀県が策定する「豊郷甲良都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定の際に、本計画の点検を行い、必要性があれば上位計画の改定に合わせた見直しを行います。

第9章 資料編

(1) 策定の経緯

年 月 日	経 緯
平成 29 年 7 月	○甲良町都市計画マスタープラン改定業務着手 ：国土利用計画、都市計画マスタープランの 2 計画の策定に取り組む。
平成 29 年 10 月 19 日	○第 1 回 甲良町都市計画マスタープラン策定委員会・甲良町国土利用計画策定委員会 ：都市計画マスタープラン・国土利用計画について ：住民意向調査について
平成 29 年 12 月	○甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査実施（回収 12 月 28 日）
平成 30 年 3 月 16 日	○第 2 回 甲良町都市計画マスタープラン策定委員会・甲良町国土利用計画策定委員会 ：都市づくりの課題・方向性について
平成 30 年 9 月 28 日	○第 3 回 甲良町都市計画マスタープラン策定委員会・甲良町国土利用計画策定委員会 ：都市の将来像及び基本方針、まちづくりの方針について ：計画の推進方策について
平成 30 年 11 月 30 日	○第 4 回 甲良町都市計画マスタープラン策定委員会・甲良町国土利用計画策定委員会 ：甲良町都市計画マスタープラン素案について ：甲良町国土利用計画の推進方策について
平成 31 年 2 月 26 日	○第 5 回 甲良町都市計画マスタープラン策定委員会・甲良町国土利用計画策定委員会 ：甲良町都市計画マスタープラン（案）について ：甲良町国土利用計画（第四次）（案）について
平成 31 年 3 月 18 日	○甲良町都市計画審議会 ：甲良町都市計画マスタープランについて

(2) 策定委員会設置要綱

甲良町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第18条の2第1項の規定により定めた甲良町都市計画マスタープランについて、現在の本町を取り巻く社会情勢の変化に対応したものにするため、甲良町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の求めに応じ、次に掲げる事項を調査検討し、町長に提言するものとする。

- (1) 甲良町都市計画マスタープランの策定、改訂の案に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による町長への提言の日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設水道課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集)

- 2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(3) 策定委員会名簿

①平成 29 年度

	現役職	氏 名	備 考
1	滋賀県立大学 環境科学部環境建築デザイン学科 准教授	轟 慎一	
2	湖東土木事務所 代表	宇野 恵士	湖東土木事務所 次長
3	湖東農業農村振興事務所 代表	北川 良治	農産普及課 課長
4	町内学校代表（先生）	石田 全利	甲良西小学校 校長
5	認定農業者 代表	若林 嘉昭	農業組合法人 正楽寺営農組合 代表
6	区長、まちづくり委員会 代表	古川 昇	下之郷 区長

②平成 30 年度

	現役職	氏 名	備 考
1	滋賀県立大学 環境科学部環境建築デザイン学科 准教授	轟 慎一	
2	湖東土木事務所 代表	宇野 恵士	湖東土木事務所 次長
3	湖東農業農村振興事務所 代表	北川 良治	農産普及課 課長
4	町内学校代表（先生）	大和 高成	甲良西小学校 校長
5	認定農業者 代表	若林 嘉昭	農業組合法人 正楽寺営農組合 代表
6	区長、まちづくり委員会 代表	古川 昇	下之郷 前区長

（４） 都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査の概要

「甲良町都市計画マスタープラン」及び「甲良町国土利用計画（第四次）」を策定するにあたり、町民の意見、要望をうかがい、計画づくりに反映するためにアンケート調査を実施しました。

調査結果は、「第４章 都市づくりの現況と課題」「第５章 住民意向」において整理しています。

【調査概要】

①調査対象

- ・甲良町の 18 歳以上の住民（1,500 人）

②調査方法

- ・郵送配布・郵送回収

③調査時期

- ・平成 29 年 12 月

④調査項目

- ・「まちづくりの満足度」について
- ・「まちのイメージ」について
- ・「定住意向」について
- ・「町の農地のあり方」について
- ・「普段の生活での行き先と交通手段」について
- ・「今後の工業振興」について
- ・「今後必要な都市基盤整備」について

⑤回収状況

- ・回収 501（回収率 33.4%）

（５） 都市計画法及び国土利用計画法

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

２ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

二 都市計画の目標

三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

３ 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

２ 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

３ 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

４ 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）

（市町村計画）

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

２ 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。

３ 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

４ 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。

- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

甲良町都市計画マスタープラン

発行年月日 : 平成 31 年 3 月

発 行 : 甲 良 町 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在士 353-1

(担当 : 建設水道課)

電話 (0749) 38-5068 Fax (0749) 38-5071
